

令和7年第2回柳津町議会定例会会議録

令和7年6月4日第2回柳津町議会定例会は柳津町議会議場に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番 小林 浩	6番 岩 渕 清 幸	9番 荒 明 正 一
2番 渡 邊 俊 典	7番 新井田 順 一	10番 松 村 亮
3番 磯 目 泰 彦	8番 田 崎 信 二	11番 齋 藤 正 志

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

諸般の報告について

町長の説明について

陳情について

一般質問（通告順）

報告第 2号 総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて

議案第34号 柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第35号 町道路線の廃止について

議案第36号 町道路線の認定について

議案第37号 令和7年度柳津町一般会計補正予算

議案第38号 令和7年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算

議案第39号 令和7年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第40号 令和7年度柳津町介護保険特別会計補正予算

- 議案第41号 令和7年度柳津町簡易水道事業会計補正予算
- 議案第42号 令和7年度柳津町下水道事業会計補正予算
- 議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 報告第 1号 専決処分の報告について
- 報告第 2号 専決処分の報告について
- 報告第 3号 令和6年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 4号 令和6年度柳津町簡易水道事業会計繰越計算書の報告について
- 議員の派遣について
- 議案第44号 工事請負契約の締結について
- 議案第45号 消防用小型動力ポンプ普通積載車の購入について
- 議員提出議案第2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出について

◎開会及び開議の宣告

○議長

ただいまから、令和7年第2回柳津町議会定例会を開会します。

欠席届の報告をいたします。

7番、新井田順一君が傷病療養のため欠席届を提出されておりますので、報告いたします。

これより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により指名をいたします。

8番、田崎信二君、9番、荒明正一君、以上2名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、さきの議会運営委員会において、本日から6月6日までの3日間と協議願ったところではありますが、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本定例会の会期を本日から3日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長

日程第3、諸般の報告について。

これより令和7年3月5日開会の第1回定例会以降、本日までの諸般の報告をいたします。

議会の諸般の報告については、お手元にお配りのとおりでありますので報告に代えます。

次に、柳津町監査委員より、令和7年3月から5月までに關する例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しはお手元にお配りのとおりでありますので、報告に代えます。

次に、「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」、「国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情」、「国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての陳情」、「消費税5%への減税を求める意見書の提出について」、「インボイス制度廃止を求める意見書の提出について」は、お手元にお配りのとおりでありますので報告に代えます。

次に、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告を求めます。

8番、田崎信二君。

○8番（登壇）

おはようございます。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告をいたします。

去る3月18日に組合庁舎4階講堂において臨時議会が開催されました。管理者からは提案案件8件で、うち条例案件4件です。まず、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、次に、会津若松地方広域市町村圏整備組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、次に、会津若松地方広域市町村圏整備組合職員の給与に関する条例及び会津若松地方広域市町村圏整備組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、次に、会津若松地方広域市町村圏整備組合水道企業職員の給料の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例であります。

続いて、予算案件3件で、1つ目は、令和6年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算についてで、2つ目は、令和7年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算についてであります。3つ目は、令和7年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計補正予算についてであります。続いて契約案件1件で、高機能指令システム工事請負契約の締結についてです。

以上、管理者案件で、次に、議会側提出として条例案件1件、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これら提案案件については、全議案とも特に異論なく、原案どおり可決・承認されました。

次に、去る5月23日に会津若松市役所北会津支所ピカリンホールにおいて臨時議会ということで開催されております。管理者からは提案案件3件で、うち予算案件1件で、令和7年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計補正予算についてであります。次に、契約案件1件で、新ごみ焼却施設整備運営事業建設工事請負契約の一部変更についてであります。続いて、報告案件1件については、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公

共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更についての専決処分についてであります。

次に、議会側提出案件といたしまして選挙案件1件で、新たに議会副議長として会津坂下町議会議員の五十嵐一夫氏が選任されました。続いて、選任案件2件で、湯川より新たな議員が選出されましたので、常任委員会委員並びに議会運営委員会委員を選任したものでございます。

これら提出案件について、全議案とも特に異論なく、原案どおり可決・承認されましたことを報告いたします。

なお、詳細につきましては、事務局に資料がございますので後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、報告に代えます。

○議長

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明について

○議長

日程第4、町長の説明について。

町長の挨拶と提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

おはようございます。

本日、令和7年第2回柳津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙の折にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

町内では田植もほぼ終わり、山々の緑もより色濃く、初夏の日差しと風を感じられる季節となりました。

さて、昨年から続く米不足から米価が高騰し、店頭での品薄状態が続く、いわゆる令和の米騒動が落ち着かず、最近では政府の備蓄米の放出による米の販売価格の話題が連日報道されております。令和の米騒動の原因は、単一ではなく、供給面の問題と需要の面の複数の要因が複合的に絡み合っ引き起こされた社会現象と考えられております。今年度、気候が安定し米が豊作となることが大いに期待されますし、当町においても、米作が主な基幹産業の1つでありますので、今後の米価や政府の対応を注視してまいります。

第6次柳津町振興計画は、5年目の前期計画最終年度となりました。前期計画の反省と目標値の見直しを図り、後期計画の変更・策定を進め、町が目指す将来像「みらい創生。ひと・ゆめ・れきしをつなぐまち」の実現に向けて本町のまちづくりを一層進めているところであります。地域経済を守り発展させていくためにも、しっかりと情報を精査し町民生活及び経済活動の向上が図られるよう取組を進めてまいりますので、議員の皆様には、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本議会に提案いたします案件は、専決処分の承認を求める案件、4件、条例の改正に関する案件、1件、町道路線の廃止に関する案件、1件、町道路線の認定に関する案件、1件、令和7年度補正予算に関する案件、6件、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する案件、1件、専決処分の報告に関する案件、2件、令和6年度繰越明許費繰越計算書の報告に関する案件、1件、令和6年度簡易水道事業会計繰越計算書の報告に関する案件、1件、以上の18件であります。

慎重審議の上、全議案議決賜りますようお願いを申し上げまして、私の挨拶といたします。

◎陳情について

○議長

日程第5、陳情について。

陳情第3号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情書は、内容を具備しておりますので、陳情の趣旨を尊重し、総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることにしたいと思っておりますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本陳情書は総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審査することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長

日程第6、これより一般質問を行います。

それでは、通告順により磯目泰彦君の登壇を許します。

3番、磯目泰彦君。

○3番（登壇）

おはようございます。

それでは、通告のとおり質問させていただきます。

廃棄物適正処理と環境保全について。

第6次柳津町振興計画の基本目標の「快適で美しいまちづくり」にある廃棄物の適正処理とごみの分別の徹底は、「リサイクル・リユース・リデュース」の意識を高め、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会を目指していかなければなりません。しかし、その一方では、ペットボトルなどのプラスチック製品のリサイクル処理には膨大なエネルギーと薬品が必要であり、再生可能エネルギーだけでは賄えないとの意見もあります。

世界中ではマイクロプラスチック問題や脱炭素社会への移行に伴う諸問題が叫ばれている中で、我が町でも「できること・やれること」の具体的目標を定めていかなければなりません。そこで、次の点について町の考えを伺います。

- 1、ごみ減量化の推進への取組の現状と今後について。
- 2、分別収集の推進の現状と今後について。

以上、2点、お願いいたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

3番、磯目泰彦議員のご質問にお答えいたします。

廃棄物適正処理と環境保全につきましては、議員のご質問のとおり、第6次柳津町振興計画における「快適で美しいまちづくり」の基本目標に基づく廃棄物の適正処理とごみの分別の徹底は、これからのまちづくりを考える上で非常に重要な施策であると認識しております。

まず、ごみの減量化の推進への取組の現状と今後についてであります。令和7年度末目標値として、振興計画での1人1日当たりのごみ排出量目標値の724グラム、令和2年3月策定の会津若松地方広域市町村圏整備組合ごみ減量実施計画における家庭系と事業系を合わせた総排出量の目標値である679トンの達成を目指して、町全体でのごみ減量化への意識を高めるために様々な取組を実施しているところであります。令和6年度末の実績では、1人1日当

たりのごみ排出量が951グラム、総排出量が744トンとなっており、計画目標の達成は大変厳しい見通しであります。

これまでの取組としましては、年度切替えに合わせて「柳津町のごみ分別表」を全戸配布し、廃棄物の再資源化などについて啓発活動を実施し、また、各地区や集会等での説明会や町広報紙によりごみの分別方法や減量化について情報発信を行い、ごみ減量に役立つ情報などを提供しております。また、令和6年度から役場本庁と支所の正面玄関に生ごみ処理容器「キューロ」の実物を展示し、今年度からは生ごみ処理機等の購入を助成する補助事業を開始しており、ごみ減量への町民の取組に対して助成を行い、ごみ減量の協力をお願いしているところであります。

今後につきましては、さらなるごみ減量化を目指し、町内での資源回収方法の拡充や家庭から出る生ごみの堆肥化や乾燥などによる減量を促進するための支援策を継続してまいります。特に生ごみの堆肥化は、家庭でできる取組で資源循環に寄与するだけでなく、減量効果が高い方法であるため、ごみの減量につながるものと考えております。これらの施策を通じて町全体でのごみ減量化を進めてまいります。

次に、分別収集の推進の現状と今後についてであります。現在、柳津町ではプラスチック製品やペットボトルなどの分別収集を行っており、町民皆様のご協力の結果としてリサイクル率は徐々に向上してきております。しかしながら、依然として分別が不十分なケースも報告されておりますので、分別収集の重要性についてその都度周知を実施し、特に居住地によっても分別のルールが異なることから、新たに柳津町の住民となられた方へ啓発活動を強化していく必要があると考えております。

具体的には、従来の紙媒体による広報・周知を実施してはりましたが、収集日程や分別方法等の情報をデジタル化し、町ホームページや公式LINEを利用しての情報発信を強化してまいりたいと考えております。これにより、分別収集に関する情報を簡単に確認できる環境を整え、さらなる分別収集率の向上を目指してまいります。

最後に、マイクロプラスチック問題や脱炭素社会への移行といった大きな課題に対しても、議員の質問にありましたとおり、我が町として「できること・やれること」を具体的に定め、行政と住民及び事業所とで役割分担をしながら減量化や分別を進めていくことが重要だと捉えており、町民皆様と共に取り組むことで持続可能な社会の実現に向けて一歩ずつ前進をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

これより一問一答方式により再質問を認めます。

3番、磯目泰彦君。

○3番

それでは、今の答弁ということでもう一度いただきまして、答弁の質問と合わせましてごみの減量ということで推進について伺いたいと思います。

それでは、パネルを用意いたしましたので、こちらを見ていただきながら質問させていただきたいと思います。

題目は、「ごみはもっと減らせるのか」ということで書いてまいりました。このごみ減量ということで、非常に大きな問題であります。財政的にもかなり負担が多くなっていくのかなというふうに思っておりますので、その点について3点、私の観点としてお聞きをしたいというふうに思います。

それでは、こちらですね。この3点、よろしいでしょうか。まず、1点目が「共有」、そして、次が「行動」、そして、3点目が「継続」、この3点の観点について伺っていききたいと思います。

それでは、1点目の「共有」ということですが、これは何を誰が共有するのかということではありますが、これは、当然、町民の皆さんと行政側との情報の共有であるというふうに考えております。ただいま町長の答弁にもありましたけれども、従来のいわゆる紙ベースでの情報共有というのがメインになってきているのかなとは思いますが、それ以外の取組として、答弁の中にありましたが、デジタル化や情報発信の強化というような答弁がありました、具体的な取組で、まだ全く別なアプローチがあれば、そういった内容をお聞きしたいと思いますので、課長にお聞きをしたいと思います。

○議長

町民課長。

○町民課長

それでは、ただいまの磯目議員のご質問にお答えしたいと思います。

紙ベース以外での情報提供の取組ということではありますが、現在、町のホームページや公式LINEのほうにごみカレンダーやごみの分別方法を掲載しております。

また、福島県でやっております福島県環境アプリというものがあっていて、そちらのほうでも収集カレンダーやごみの分別辞典を掲載しております、スマートフォンなどで簡単に

確認できるように情報提供をしているところであります。

○議長

3番、磯目泰彦君。

○3番

ホームページ、そして、公式LINEということで、ごみの内容は載っていたということで確認はしておりますが、今ほど福島県の環境アプリということで課長のほうから答弁ありましたけれども、確かにポスターや広報紙などということになるとなかなか今後、マンネリ化が出てきてるのかなというふうに思います。訴求効果ということも薄いように感じられると思います。そこで、ただいまの答弁にありました福島県環境アプリについて、もう少し具体的に内容、説明をお願いしたいと思います。

○議長

町民課長。

○町民課長

では、ただいまの質問の福島県環境アプリの内容についてということですが、ご説明申し上げますと、まず、アプリのほうをダウンロードしていただいて、お住まいの地域を設定していただきますと、該当する地区のごみカレンダーが表示されるようになります。それから、毎回の収集日に合わせて毎朝アプリのほうで、今日は何のごみの日ですよということで収集日を通知してくれるような仕組みになっております。また、生ごみの水切りを実践したなどのエコアクションを実施すると、その都度ポイントが付与されまして、たまったポイントで県産品への抽選に応募できるなど、気軽にエコ活動ができるようなアプリとなっております。

以上です。

○議長

3番、磯目泰彦君。

○3番

わざわざ私も、なぜこれを詳しく聞いたかと言いますと、私も登録してまして内容を確認させていただいております。非常に本当に便利でして、ごみ収集の日に通が入ったりということで大変便利なやつかなというふうに思っておりますので、これについては非常に本当に広めていただきたいなという思いがありまして、このアプリについては、町内での登録者とかの把握、そういったものができるのか。またあと、認知度アップのために、先ほども答

弁の中にありましたけれども、町公式LINEやホームページなどにリンク、または、QRコードの掲載といったところまで進められるのかどうか。その点、課長にお聞きをします。

○議長

町民課長。

○町民課長

ただいまのアプリの登録者数ということですが、運営している福島県のほうに確認しましたところ、このアプリ、地域を2つ登録できるんですが、メインの地域とサブの地域ということ。メインの地域に柳津町を設定しているという方が現在、59名いらっしゃるということです。サブの地域に登録している方というのは、人数的に把握できないということで回答をいただいております。

また、町ホームページやLINEなどとのリンクなどについては、自由に掲載してもらってよいと回答いただいておりますので、積極的にリンクをしてPRしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

3番、磯目泰彦君。

○3番

掲載ができるということでお話をいただきましたので、ぜひとも早めにこういった部分は載せていただき、町民の皆さんに理解、そして、利便性を図っていただきたいというふうに思っております。

「共有」についてはこれが最後になりますが、先ほどの答弁の中に各地域の説明会というようなこともありましたけれども、いろんなシチュエーションの中で説明会ということであるとは思いますが、町民の皆さんの本当に声を伺う場所で大変重要だというふうに考えております。そこで、過去の実績、こんなことやったよというようなこととか、今後こういったところで説明会をやりたい、または、区長さんをお願いをしてこういった回数をやっていきたいというような考え、持っているところでいいので、課長をお願いをしたいと思います。

○議長

町民課長。

○町民課長

ただいまの説明会の実施状況ということではありますが、毎年4月に各地区の区長さんが委員となっております減量化推進委員さんに対して説明会を実施しております。また、令和5年度におきましては柳津婦人会の会合に合わせて、また、令和6年度については日赤奉仕団の会合に合わせて総会の開催時などに説明会を実施しております。

今後につきましても、各地区や各種団体のそういった会合とか、合わせて集まっていた中で実際に説明していければと考えております。

以上であります。

○議長

3番、磯目泰彦君。

○3番

説明会についても、本当に大切な事業だと思います。説明会ということで、皆さん、町民の方、いろんな方がお集まりになると思います。当然、町民の方の中では、やはりうちでは独自にこんなことをやってますよ、こんなことが非常にいいですよというような生の声、そういったものも多分、出るのかなというふうに思っております。そういった生の声をぜひ行政側としてほかの町民の方にお伝えできればいいんじゃないのかなというふうに思うんですけども、そういった取組、考え、あれば、課長、お願いします。

○議長

町民課長。

○町民課長

そうですね。他市町村では広報紙などでこんな取組してますよなんていう紹介してたりしますので、そういったところで町民の方が取り組んでる内容で積極的に町民に知らせたほうがいいような内容がありましたら、広報紙とか、そういった媒体を使いまして広報してまいりたいと思っております。

○議長

3番、磯目泰彦君。

○3番

「共有」ということで一連のことをお聞きしてきました。ぜひとも可能性のある部分は早くに進めていただきたいというふうに思っております。

続きまして、2点目の「行動」についてであります。行動、アクションですね。これは何だというと、施策の実施ということであろうかと思っております。次のパネルを見ていただきます。

ここに書きましたのが、柳津町の平成3年から現在に至るまでの柳津町廃棄物減量化対策事業、一覧表ということであります。少し説明をさせていただきます。

1番目、平成3年から4年が生ごみ堆肥化容器購入補助事業、これはコンポストということになります。次に、平成5年から平成7年、これは個別型の焼却炉設置補助事業ということで、焼却炉なんです、ダイオキシンの問題もありまして現在は自粛をしているということになります。続いて、平成12年から16年が電動式生ごみ処理機購入補助事業ということで、実績のほうが284基ということで設置済みとなっております。最後に、令和4年に水切りダイエット、皆さん、見覚えがあると思うんですが、水色のこのプラスチックのやつですね。これを全戸配付いたしました。しかし、残念ながら不燃物回収時に廃棄されていたといったお声も聞かれました。

いかがでしょうか。これまでの施策、4点について、広い視点から町長にご意見、振り返り、伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

これまで資源ごみの分別収集のさらなる徹底を図ったり、あるいは、古着、小型家電の収集など新たな取組を実施したことによって、リサイクル率という数字があるわけですが、令和元年においては5.5%でありました。令和3年になると13.6%まで上がりまして、さらに令和6年度になると16.8%と。年々上昇することができたということもあって、着実に減量化の道を進んでるなという手応えはあるんですが、ただ、一番最初の答弁でもお話ししましたが、令和7年度の目標値の達成がなかなかちょっと厳しい状況にあるというのも現状であります。しかし、私としては、決して諦めることなく、さらに努力は続けていきたいと、そんなふう考えているところです。

○議長

3番、磯目泰彦君。

○3番

確かにリサイクル率ということで今、町長、お話しされたように、リサイクルは上がってるんですね。上がってるんですけども、まだまだやはり足りない。やはり目標としては25%以上、30%というふうに伸ばしていかなければ、リサイクル率のほうも厳しくなってく

るというふうに考えております。

そこで、さらに伺いたいと思いますが、昨年度、柳津町ごみ分別あいうえお辞典というのを全戸に区長文書の中で配布をされた。これですね。そして、今年度は再度、生ごみ処理機購入補助事業ということで予算計上されております。確かに平成12年度の段階での生ごみ処理機とは今の状況は違ってきておりまして、現在は乾燥型が主流となって、非常にコンパクトで電気代も非常に少ないということで、経費負担も町民の方にも少なくなっているというような形ではあるというように思いますが、予算の内容を見させていただきますと、50台ということで予算規模、されているようであります。本当に50台の予算規模でどの程度のごみ削減につながるのかということで、非常に疑問が残るところではあります。そこで、町の50台にした試算の根拠、内容、そして効果について、どのような判断をされたか伺いたいと思います。

○議長

町民課長。

○町民課長

ただいまの生ごみ処理機、今年度から始めた補助事業の試算根拠、内容等についてということですが、議員ご指摘のとおり、今年度購入価格の2分の1で上限2万円の補助を実施しておりまして、今年度50台分を予定しているところであります。

生ごみの8割が水分と言われておりまして、想定している機種というのが、議員もおっしゃっているように、乾燥させて重量を減らすというものを想定しておるんですけども、メーカーというか、ホームページとかの製品情報で見ますと、重量が5分の1から7分の1程度に減らせるということで紹介されております。そういったものを買っていただいて減らしていきたいと考えておるんですが、その根拠としまして、令和6年度のごみの質検査、ごみの内容物の検査というのを広域圏のほうでした内容なんですけども、重量ベースで行きますと半分ほどが生ごみになっておりまして、生ごみについては水分が先ほど言ったようにあって、重さの半分を生ごみが占めておりますので、その重量を減らすことによってごみ減量への効果が高いものになると思っておりまして、今年度よりこの補助事業を始めさせていただいたところであります。

以上です。

○議長

3番、磯目泰彦君。

○3番

50台って、今、申込み、どのくらいあるか、定かではないんですが、スタートしたばかりということもありますので、今後、これが補正になるくらいに頑張って広めていただきたいというふうに思います。

これにつきましては、本当に最少の経費で最大の効果ということを期待するところではありますが、そこで町長に再度、伺いたいと思います。今年度は、先ほど答弁の中にもありましたけれども、第6次振興計画の前期最終年度ということでもあります。小林町政になりまして6年目を迎えた中で、現在、水切りダイエット配付だけということで、あまりにも寂しい限りではないかなというふうに思います。さらに、先ほど今年度ではごみの減量の目標達成は困難というような答弁であるということは、この実施内容から見ても矛盾としか考えられません。これは、6年間、何もしていないというふうに捉えられても仕方ないというふうに私は思います。町長はこの責任をどのように取られるのか、伺いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

先ほどの答弁と重複する部分はありますけれども、目標達成、少し厳しい状況にあるということではあります。一定の効果は出ているというふうに評価はしているところであります。今後、さらなる減量化に向けて今年度は、答弁にもありましたが、生ごみ処理機の補助事業やキューロの取組を通して家庭から出る生ごみの減量化、水分の減水に力を入れて重点的に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○議長

3番、磯目泰彦君。

○3番

確かに、ごみ問題ということで以前にも同僚議員が令和2年ですかね、されたと思いますけれども、その段階でももう既に厳しいよという答弁でされていたように思います。これは、私から本当に町長にお伺いしたいんですけども、この分野において町長というのは精通されているというふうな理解をしております。官と民と両方の立場をご理解されている方の答弁ということであれば、今の答弁が非常に寂しい、非常に具体的なものがないような答弁であるというふうに思いますので、町長にはいま一度、具体的に、今後こういうこともしてい

たいんだ、こうしなくちゃいけないんだというようなところのところをやはり聞きたいというふうに思いますので、具体的な内容をもう一度、お聞かせを願いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

ごみの減量化については、大変難しいところがあります。これまでも、ほかの自治体ではごみの分別をもっとしっかりやらなきゃいけないということで、かなり細分化した中での分別を定めたわけですけれども、やはり高齢化が進む中でそれもなかなか難しい。あれどうだっけ、これどうだっけ、最後にできないでしまうというようなこともあります。そういったことを考えると、やはり先ほどから言ってきた、今、ごみの量というのは、がさではなくって重量で行っておりますので、いかに重さを減らすかということになってきますので、含水率をいかに落としていくか、ここに照準が当てられるべきだと私は思っておりますので、やっぱり乾燥であったり、水をいかに切るかというようなことに力を入れていきたいなど、そんなふうには思っております。

○議長

3番、磯目泰彦君。

○3番

私も今の町長の具体的な話、本当にそのとおりでと思います。水分なんですよ、本当に。水分。重さ。これがやはり重くのしかかってきているというふうに思われますので、ぜひともその点についていろんな部分で今後積極的に進めていただきたいというふうに思います。

続いて、「継続」ということで3番目なんですが、これは分別収集の現状と今後についても関連性が非常にありますので、併せて伺いたいと思います。今までの3つの観点の中で「継続」が最も私も重要だというふうに認識をしております。それは行政もちろん、町民の方も同じであって、様々な負担軽減やそういったところを図っていかなければ、これは続かないと。ずっとごみは出続けるわけですから。例えば、先ほど答弁の中にありましたけれども、生ごみの80%は水分と言われております。過日、実際に私、ごみ収集に同行させていただきました。そこで目にしたのは、本当に水分が多く残る生ごみ、そして、衣類、雑紙、束ねた新聞紙、こういったものがまだまだ含まれておりました。

そこで、伺いたいんですが、他町村ではごみ袋の統一化や一部有料化収集の動きというこ

とも耳にするわけであります。これからのごみ袋や有料化について、町の見解というものを聞きたいと思います。課長にお願いしたいと思います。

○議長

町民課長。

○町民課長

ただいまのごみ袋の統一化、あるいは、収集の有料化の動きについてということですが、柳津町におきましては、三島町外二町一ヶ村衛生処理組合の時代から引き続き製作している奥会津の4町村共通のごみ袋の使用というのを推奨しております。これは有料化というわけではなくて、三島町外二町一ヶ村から広域圏のほうにごみを運ぶ際に使用してほしいという袋の基準があって作成したということなんですけども、それを4町村では共通して現在も製作して使用をお願いしているところであります。

ごみの有料化につきましては、会津若松地方広域市町村圏の10市町村で既に会津坂下町が実施しております。また、会津若松市が来年度、令和8年度から開始する予定としております。これにつきましては、令和8年度から広域圏におきまして新たなごみ処理施設の稼働が予定されておまして、その処理施設の施設規模を決めるために各市町村の目標値というのが設定してありまして、先ほど答弁で申し上げた744トンというのが柳津町の目標値であります。その達成に向けて各市町村、削減に努力している中で、会津若松市については目標が難しいということで有料化まで踏み切ったということでもあります。当町におきましても、目標値の達成というのが大変厳しい状況ではあるんですけども、これまで申し上げてきましたように、生ごみの水分とか、雑紙とか、そういった重量のあるものを丁寧に分別していくということを実施しながら目標を達成したいと考えておまして、現在のところ、有料化については考えておりません。

以上になります。

○議長

3番、磯目泰彦君。

○3番

なかなか厳しいと思います、本当に。ごみ袋に含めましても、有料化ということも含めまして、なかなかここは非常に微妙なところなのかなというふうには思っております。

なぜこのようなことを実は伺ったかといいますと、柳津町では、現在、指定のごみ袋、または透明な袋ということになっております。指定のごみ袋ということで一定数の強度があっ

たということで今、説明があったと思いますが、透明な袋ということになると、強度の面についても様々な物がありまして、指定の袋より強度がない袋の場合については安易に破損、または飛散したというような事例があると伺っております。町は、このことについて把握をしていたか。また、その対策や今後について検討してきたか。その点について課長にお聞きしたいと思います。

○議長

町民課長。

○町民課長

ただいまの強度がない袋についてであります。収集業者のほうから収集の際に破れてしまったりとか、あとは、カラスなどの被害、そういったもので簡単に破れてしまう、飛散してしまうといった事例は報告、受けております。受けておりますので、町としましては、先ほど申しあげました4町村で共通で製作しているごみ袋、あれがある程度強度のある物となっておりますので、そちらのほうを使用させていただくように周知をしていきたいと考えております。

○議長

3番、磯目泰彦君。

○3番

分かりました。少しそういった部分もなるべく、お願いベースではあるというような話だとは思いますが、袋についても、しっかりそれを使っていればなということだと思います。

なぜこういうことを聞いたかといいますと、指定のごみ袋ということで皆さん、買われていると思います。こういった部分を今後、財源化していければなと。少しでも町の財源になるのかなというふうにも考えてはいたんですが、その点について、財源になる、なんないということもあるとは思いますが、財源化の考え方について伺いたいと思います。

○議長

町民課長。

○町民課長

袋の販売したもので財源にできないかということでもありますけども、柳津町単独でやろうとしますと、数、ロット数が出ないというところで、印刷単価とか、そちらのほうが高くなってしまいうというものが考えられますので、それを財源にっていうまでにスケールを考える

んであれば、やはり他町村との共同で執り行ってくっていうことが必要かなと思います。現在、10市町村の広域圏の中でごみ処理をしているわけですので、その中で共通してやってくとかいう話になれば、それはやっていきたいと思いますが、その中で議論しながらやっていきたいと。単独ではちょっと、ロットの印刷とかそういう経費のほうがかかってしまって、財源を生み出すまでいかないのではないかということで考えております。

以上です。

○議長

3番、磯目泰彦君。

○3番

財源化は厳しいということでありますけれども、広域の中でやはりそういった部分も今後、議論の中に出てくるのかなというふうには思っております。その点につきましては、了解をいたしました。

次に、分別について伺いたいと思います。プラスチック製品については、現在、プラやペットマークがついているのを資源ごみとして町では回収をしていたと思います。2022年の4月に通称プラ新法というのが施行されまして、プラマークのない一部の製品についても回収対象となったと思います。プラ新法によれば、原材料の全部または大部分がプラスチック使用製品であれば回収対象としていいというふうになっておりますが、現在、柳津町では、バケツ、ハンガー、洗面用具、おもちゃ等は不燃物に区分けをされています。これはどうしてこのような内容になっているのか、町の見解を伺いたいと思います。

○議長

町民課長。

○町民課長

ただいまのご質問のバケツ、ハンガー等は不燃物にしているということなんですけれども、プラスチックの処理につきましては広域圏のほうでお願いして実施しておりますが、プラ新法によりまして令和6年度からクリアファイルとかビニールシートなどの軟質プラスチックで一辺が50センチ以内のもの、それを収集するように追加をしております。そうではあるんですけども、バケツなどの硬質プラスチック類については、現在、広域圏のほうでは処理、受けてないということで不燃物扱いでの収集を継続しております。

現在、広域圏のほうで新たなマテリアルリサイクル施設のほうの整備を計画しております、そちらの新たな施設のほうでは、硬質プラスチックを含む製品プラ全般を処理する方法

について協議、今しております、こういった施設規模にするかとか、こういった機材が必要とか、そういったことを議論しております、町としましてもよりよい施設整備となるように意見しながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長

3番、磯目泰彦君。

○3番

なかなかプラスチックについても本当に、先ほど町長にも言われましたけれども、リサイクル率っていうこと、こういうところも関係してくるんですね。プラスチックっていうのを不燃物にして出すのか、プラスチックの再利用として出すのかということで、こういった部分も、細かいんですけども、今後そういった広域圏の動きを見ながら出せるようになれば、リサイクル率の上昇という観点から進めていただきたいというふうに思います。

続いて、回収について伺いたいと思います。可燃物や資源ごみというのは、現在、曜日ごと、月ごとで各地区の指定場所に出すということになっていると思います。多くの地区では輪番制、そして当番制ということで、地区の方が管理されているというふうに思います。しかし、近年では高齢者のみの世帯が急増して、冬期間は特にこういった資源ごみの回収を中止せざるを得ないというような地区も見られております。大変この点については苦勞されているというふうに伺っております。

そこで、回収ボックスについて、出し入れの負担、特に冬期間の負担などを軽減するというような考えは町としてどのように持ってるかどうか、その点について伺いたいと思います。

○議長

町民課長。

○町民課長

ごみ収集所の話であります、議員ご指摘のとおり、高齢者のみの世帯や地区が増えてきておりました、ごみを入れるかごを運搬設置したり、また、収集場所の除雪作業したりとかっていうことで苦勞されているっていうことは、町としても把握をしております。また、雪の影響によりまして、収集場所を変更したり、資源物の収集を休止したりしている地区も実際ありますので、町としては、そういった地区とよく協議をしながら、可能な限りごみの収集ができるように対応してまいりたいとは考えております。

○議長

3番、磯目泰彦君。

○3番

具体的なこんな考えということで本当は町民課の課長にはいただきたいんですが。それについては、じゃあどのように具体的に、地区としてね、負担軽減ということで伺ったわけですが、具体的にこんなことがあったらいいんじゃないか、こういうことができるんじゃないかというような具体的な施策、何か考えがあれば、もう一度お聞きしたいと。

○議長

町民課長。

○町民課長

具体的な施策ということでありますが、昨年度においても、ある地区からごみステーションの設置について補助がないのかといった問合せがありました。ごみステーションというのは、スーパーハウスみたいなものを設置したりとか、形式はいろいろあるんですけども、大きさから規模まで。そういった補助については、現在、町では実施しておりませんが、それも内部では検討はしたんですけども。今年度につきましては、先ほどのごみの減量のほうを優先したいということもありまして、生ごみ処理機への補助事業というのを今年度、開始させていただいたところであります。

来年度につきましては、今年から始めた補助事業の実施状況なども勘案しながら、そういった地区への補助事業についても内部で協議しながら進めてまいりたいと考えております。来年度に向けて進めてまいりたいと考えております。

○議長

3番、磯目泰彦君。

○3番

今、課長の答弁の中で、ごみステーションということで具体的な施策の方向性がちょっとお聞きできたのかなというふうに思います。私も様々検証させていただいて、各地の歴史的保存地域や観光地、その他景観に配慮した地区においては、ごみステーションっていう形で地域と行政等と設置をしているという事例も伺ってまいりました。柳津町も、せっかく歴まち認定を受けたわけですから、できればごみステーションについては未設置地域、そして、地区の要望ということであれば、設置まではいかなくとも補助事業として進めていただきたいというふうに思います。特に、全町にわたってというとなかなか大変ですけども、歴まちの区域内においてもやはり町内の景観ということもあります。朝、ごみを出して、その状

態で観光の方が通るということであれば、やはりせっかくの景観が崩れてしまうということもありますので、そういった部分で補助事業ということも考えられるということだと思えますので、これについて具体的に、来年度に向けてでも結構なので、町民課、そして、これは歴まちということなのでみらい創生課の課長、お二人にご意見を賜りたいと。

○議長

じゃあ、町民課長。

○町民課長

先ほどもお答えしましたけれども、実際地区のほうからも要望、ありますので、その地区のごみステーションと申しますか、収集場所についての何らかの補助というものについては、係あるいは財政当局とも協議しながら来年度の予算編成に向けて検討していきたいと思えます。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

磯目議員のご質問にお答えいたします。

歴まち担当ということで、みらい創生課のほうで担当しております。今年度から正式に町内の皆さんからご意見、何うような形になっているんですけども、その中でもやはり歴史的風致維持向上計画、歴まち計画につきましては、景観整備ということが主なものでございまして、弁天堂を中心に重点地域、重点地区というのを定めておりますので、まずその部分で、ごみステーションに当たっても景観に配慮したものというのが必要になってくると思えますので、担当課の町民課とも協議しながら、来年度、ごみステーション、町民課のほうでやるのであれば、歴まち担当課としても補助事業などもお互いに考えて協議していきたいなということで考えております。

以上でございます。

○議長

3番、磯目泰彦君。

○3番

予算の絡むことなので、「やります」ということで今、返事はできないのは当然のことだと思います。前向きに検討をしていただくと、検討しますということをいただきましたので、ぜひとも検討して来年度以降、やっていただければなというふうに思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。パネルをご覧ください。

やはり町長に最後、お聞きをしたいと思います。このパネル、見ていただいて分かるとお
り、赤い線が1日1人当たりのごみ排出量の推移です。平成29年から7年度まで。7年度は暫定
値になりますけれども。そして、青いライン、これは世帯数です。見ていただくとおり、ご
みの排出量と世帯数はほぼ横ばいなんです。にもかかわらず、人口は右肩下がりでどんど
ん進んでいるということは、実質的にはごみは減っていないんだというふうにこのグラフか
らは取れるというふうに私は思います。先ほど最後に町長が答弁されましたけれども、第7
次振興計画、これが始まるわけです。第6次について目標が達成できないというような非常
に残念な答弁をいただきましたので、7年、第7次ですね、振興計画については、町長、どう
でしょう。こういった人口減少、そして、ごみ問題、いろいろ複合的に絡んでくると思いま
すけれども、ぜひともしっかりと目標を定めて、まさに今「できること・やれること」、そ
ういった部分をしっかりと見定めて計画に盛り込んでいただきたいというふうに思いますの
で、第7次に向けた町長の思いというものをお聞かせ願って終わりたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

第6次の振興計画で掲げている「快適で美しいまちづくり」、これを実現していくという
上で、廃棄物の適正処理の推進、とても重要な施策であるということは議員のおただしのと
おりであります。廃棄物処理、単にごみを処分することだけではなくて、資源の再利用
、リサイクルを通じて環境の負荷を軽減していくと。循環型社会の形成を推進するという
ことが必要であると考えますので、現在、会津若松地方広域市町村圏整備組合で進められて
いる施策整備も踏まえながら、我が町としてもできること、そして、やれることを一つ一つ
施策として具現化していきながら、持続可能な社会を実現していきたいと考えております。

そして、今、議員からご指摘があった、人口が減ってるのにごみがなかなか減ってこない
ということがありましたけれども、これは、推測の域は出ないんですけれども、今、振興計
画の中でも観光の推進ということもありまして、とにかくインバウンドをはじめとしてお客
様、とにかく柳津に来ていただこう、泊まっていただこう、にぎわいをつくるんだという
中で、やればやるほど、人が集まれば集まるほどごみは出てくるということもありますし、
また、空き家対策については、取壊しが必要な空き家というのも当然出てますので、これを

1棟、取り壊して更地にするまで、家の中のごみっていうのは結構な量になります。町としては年に5棟、壊せるような形で補助金を準備しておりますので、そういった空き家対策をしてくんだという方向でアクセルを踏めば踏むほど、ごみは増えてくるというような現状もあるということです。片やごみを減らさなきゃいけない、片や違う施策でごみがどんどん出てくるということで、相反する施策を同時にやってかなきゃいけないという難しいところも一面ありますけれども、そんなことも言っておられませんので、ごみの減量に向けては、今ほどお話ししたとおり一生懸命努力をしていきたいと、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長

3番、磯目泰彦君。

○3番

今の町長のお話ということで、さすがに官民両方の立場をご理解されて、本当に片方やれば片方がという非常に厳しい問題であるということは十分理解してるところでありますけれども、そういったところをうまくかじ取りをしていただきながら町政のほうを進めていただきたいというような形で、私の質問は終わらせていただきたいというように思ひます。

以上で終わります。

○議長

これをもって磯目泰彦君の質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長

ここで、暫時休議いたします。

再開を11時15分といたします。（午前11時04分）

○議長

議事を再開いたします。（午前11時15分）

◇

◇

◇

○議長

次に、小林 浩君の登壇を許します。

1番、小林 浩君。

○1番（登壇）

こんにちは。

それでは、さきの通告のとおり質問をさせていただきます。

ふくしまDC（デスティネーションキャンペーン）における本町の取組について。

現在、JRグループと福島県、各市町村、地元観光業者等が連携して福島県各地の魅力を国内外に発信し、観光客を誘致するための大型観光キャンペーン、プレDCが開催され、来年4月1日から6月30日には正式なDCが開催されることになっております。本町としてもより多くの観光客の方々に柳津町に足を運んでいただき、柳津町の魅力を知ってもらう取組が必要と考えております。そこで、次の点について町当局の考えを伺います。

- (1) プレDC特別企画の成果について。
- (2) 正式DCへ向けての取組と課題について。
- (3) 地元観光業者等との連携の状況について。

以上3点、よろしく願いいたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

1番、小林 浩議員のご質問にお答えいたします。

ふくしまDCにおける本町の取組につきましては、初めにプレDC特別企画の成果の主な内容になりますが、4月に開催した「あいづやないづモダン駅フェス」では、約800名の方が来場し、会津柳津駅や只見線に親しんでいただきました。4月から6月まで毎月1回開催の「圓藏寺お茶会」では、4月と5月の各回100名弱の参加者がおりました。特別に開放していただいた圓藏寺庫裡でのお茶会ということで、大変好評を得たところであります。また、フォトコンテストも行っており、5月末現在で約50件の応募があり、全体的に一定の成果を上げることができているのではないかと考えております。

次に、来年度の正式DCへ向けての取組と課題につきましては、取組内容としてプレDC特別企画で実施した内容を軸にし、引き続き、関係機関団体や観光関連事業者の皆様とワークショップを開催するなど、連携を深め内容を検討してまいりたいと考えております。また、奥会津等の枠組での広域連携も必要でありますので、各協議会等でも協議を深め、誘客やPRに努めてまいりたいと考えております。

課題としましては、少子高齢化や人口減少の影響により、事業を実施運営していくプレイヤーが少なくなってきていると感じており、一部の方の負担が大きくなったり、事業者や組

合等が主体となった自主的な取組が難しくなってきたのが現状かと思っております。町や観光物産協会、商工会等の関係団体の連携や、さらには広域連携などにより、このような課題を補完していければと考えております。

次に、地元観光業者等との連携の状況につきましては、今年度のプレDC企画の発案に際しましては、関係機関や団体・事業者の皆様とワークショップを数回にわたり開催し協議してまいりました。また、様々な広告物の設置などにより、地域の盛り上がりにご協力をいただいているところであります。来年度のDC本番では、町全体で観光客をお迎えし、おもてなしをすることで、よりよい印象を与えることで再来訪につながるかと思っておりますので、町内の機運を高めるとともに、関係団体や事業者の皆様と連携を図りながら協議を重ねて取組を考えていきたいと思っております。

○議長

これより再質問を許します。

1番、小林 浩君。

○1番

それでは、再質問させていただきます。

1点ずつ質問させていただきます。初めに、プレDC特別企画に対してですが、4月12日に開催されたあいづやないづモダン駅フェスでは、天候にも恵まれ約800名という多くの方々にご来場いただけたということで、こちらはうれしく思います。この800名という来場された方々なんですが、大体でいいんですが、町内の方の割合、町外、柳津町以外の方の割合、800名の中の割合、分かればお答えいただければと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

具体的な数字のほうは把握しておりませんが、当日の会場の様子から見ますと、町内、町外、大体半々程度だったのかなというふうに感じてはおります。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

今、半分半分くらいかなということで、400人、400人くらいであったのかなというような説明だったと思います。3月の議会の際に同僚議員のほうからプレDC、目標観光客、何人くらいあれですかということ、ありましたけど、執行部から目標値1,000人というような回答、あったかと思いますが。この800人の中で割合が多ければ1,000人に少しでも近づけたのかなと思ったんですが、半分ということで、来年度へ向けて町外の方の割合、多くしていってもらうような取組、していただきたいなというふうに感じました。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

モダン駅フェスのイベントの中で、まちなか周遊スタンプラリー、こちら開催されておりましたが、スタンプラリーに参加された参加人数、分かればお答えいただければと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

スタンプラリーにつきましては、延べ180名の方にご参加のほう、いただいております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

180名の参加ということで、承知いたしました。

それでは、スタンプラリーに関してなんですけれども、スタンプラリー、スタンプの押印場所、奥会津ビジターセンター、2か所目、観光案内所、3か所目が柳津駅舎の3つの場所であったと認識しております。歩くにはある程度距離が離れているのかなというふうに感じたのですが、スタンプラリー参加者の移動手段というものは、どんな移動手段でスタンプラリーに参加されていたのか、分かればお答えいただきたいなと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

議員おただしのおり、今回のスタンプラリーの押印場所というのは、奥会津ビジターセンターと観光案内所、そして会津柳津駅舎の3か所になります。そちらのほうの設定のほう

をさせていただいたところです。こちらについては、町内の各施設の魅力を感じていただき、回遊性を高めることを目的として実施のほうをさせていただいたところでもあります。

移動手段ということで、当日、駅周辺のほうは通行止めとさせていただいたところでもありますので、会場、駅のほうにお越しの方は、町内の方であれば徒歩、近場の方は徒歩の方がメインだったのかなというふうには感じておりますが、スタンプラリーをするに当たってスムーズな周遊ができるように当日はシャトルバスのほうを随時運行しまして、参加者の移動の利便性のほうは確保のほうをさせていただいたところでもあります。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

シャトルバスも出てたのは認識しておりました。できれば、参加者、柳津町の景観を見ながら歩いて、たくさんの方が参加して、天気もよかったですし、くれたらいいなと思って、移動手段、どんなのが多かったですかとお聞きさせていただきました。

では、次の質問に移らせていただきます。

このスタンプラリー、300名、先着でオリジナルノベルティ、配布という形だったと思います。180名の参加という説明がありましたので、ある程度、余ってしまってる分のオリジナルノベルティ、あると思いますけど、こちらに関しては今後、何らかの形で活用できるのか、使用できるのか、お答えいただければと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

今後、開催されます各種イベント、そういったものをはじめ町内外を問わず様々な場面に置きまして有効活用のほうはさせていただきたいと考えております。具体的に申し上げますと、会津柳津駅などで来訪された方に配布するほか、町外での観光PR活動等、そういったものに配布を行い、町の認知度向上や誘客の促進、そういったものにつなげてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

そうですね。各種イベントで使用、有効に本当に使い切っていただきたいなと思いますし、また、来年度へ向けて新しい物を作るのであれば、内容をまた吟味していただきたいなと思います。

では、次に移らせていただきます。

今回の駅フェスの目玉としてもありましたが、レンタサイクル、こちら無料で貸出しされていました。一日天気もよかったです、一日を通してレンタサイクルの利用状況はどのような感じだったか、伺いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

今回の駅フェスにおけるレンタサイクルの貸出しにつきましては、残念ながら利用のほうはございませんでした。

しかしながら、駅における利用実績ということで、4月におきましては11件、5月では9件、ございましたので、この件に関しましては、引き続き活用方法等に工夫を重ねながら、町内の周遊促進、観光客の利便性向上のほうにつなげてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

チラシにもレンタサイクル、無料で貸出しだよって載ってたにもかかわらず、利用なしというのはちょっとさみしいかなというような感じを受けました。スタンプラリー、こちらでも何かレンタサイクルで回ることなんかもできたんじゃないかななんて、もう少し発信の仕方もあったのかななんていうふうにも思えますので、その点も今後検討していただければと思います。

レンタサイクルに関してにもなりますが、今年度、柳津町で新たにまた電動アシスト自転車、3台、購入することとなっております。既存のレンタサイクルと併せて稼働率、プレD

C、そしてDCへ向けても上げていかなければならないと考えておりますが、稼働率アップへの取組について町当局の考えを伺いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

まず、やはりレンタサイクルの存在そのもの、こちらのほうをより多くの方々に認知していただくということが必要かと考えております。そのためにも観光施設等での周知の強化に加え、町内の観光資源を結びますサイクリングルート、そういったものの設定であったり、そういったものをさらにマップ化を行い、利用者にとって分かりやすく利用しやすい環境の整備のほう、本番DCに向けてのその辺の整備なども考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

こちらのレンタサイクルは、多分、県のサポート事業での実施なので有料化はできないというような話だったと思います。無償での貸出しになると思いますので、借りる側もお金かからずに借りられて柳津町の景観、楽しめるような形になると思いますので、ぜひ利用価値、上げていただいて、あと、パンフレット等で1時間で回れるモデルコースの設定とか、写真映えスポット紹介なんていうのも作っていただければ、また変わってくるのかなとも思いますし、またあと、地元のグルメやお土産物屋さんなどと連携して、先ほどのスタンプラリーと似通ってしまうところもありますが、サイクルスタンプラリーの実施など検討していただければ、年間を通して観光客の方々に利用していただけるのかとも思いますので、ぜひ検討いただきたいなと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

駅フェスの際、出店していただいた店舗、数店ありましたが、その店舗前に結構な段差があり、つまずいてしまっている人たち、私もちょっとつまずいてしまったんですけど、複数お見かけいたしまして、今後、安全面も考慮して、せめてイベント開催時だけでも段差なくするような措置を取ったほうが良いと感じたのですが、その点に関しまして町当局の考えを伺

いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

イベントの際における来場者の安全確保、こちらは非常に重要でございますので、今後のイベント開催時には、そうした安全面に配慮した対応のほう、行ってまいりたいというふう
に考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

今、課長からの答弁、あったとおり、ぜひ安全面に考慮して事業を進めていただきたいな
と思います。

それでは、次に移らせていただきますが、今後、会津柳津駅舎活性化業務に従事されてい
る地域おこし協力隊の小川春樹隊員とも連携を図りながら、駅でのイベント、DCへ向けて
開催してはと考えておりますが、こちらについて町当局のお考えを伺いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

現在、小川隊員におかれましては、このたびの駅フェスの際にはご自身の経験を生かしま
してお茶の振る舞いを実施するなど、積極的な活動のほうを行っているところであります。
また、広報お知らせ版に本人が特別列車運行状況や駅のイベント等の原稿を作成しまして、
あいべこ通信ということで掲載のほうをしているというようなところでございます。

今後につきましても、小川隊員とは定期的な協議であったり連携を図りながら、駅におけ
るイベント等、魅力ある取組を実施してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

DCそのものがJRグループと各市町村との連携ということですので、ぜひ駅に関しては重要なところになってくるのかなと思いますので、連携、図りながら少しでも多くの観光客の方に来ていただけるような取組づくりをしていただきたいなと思います。

続きまして、圓藏寺のお茶会について伺いたいと思います。4月20日、5月25日、共に限定者に近い100名弱が参加され好評を得ているというところで、柳津町でしかできない企画が成功してるのではないかなと感じております。100名弱参加されたということですが、こちらについても参加者、町内の方、町外の方の割合、ご存じであれば伺いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

すいません。こちら参加者の町内外の具体的な数字については把握しておりませんが、こちら会場での様子から判断いたしますと、おおよそ町外の方が7割程度、町内の方が3割程度であったというふうに感じているところではございます。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

こちらに関しても、ぜひ参加者、100名ほどおられたという中で町外の方の割合が多ければよいというような気持ちでございましたので、7割程度、町外から参加していただいているということで、それは本当にいいことじゃないかなというふうに感じます。

それでは、次になりますが、6月29日にも開催予定の圓藏寺のお茶会も含め、今年度は毎回、限定100名の募集でありましたが、今後、本番DCへ向けて募集人数を増やすというようなことは考えているのかどうかということ伺いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

現在の定員100名という設定のほうなんですけど、お茶会の内容を踏まえて社中の方々と

協議しながら決定のほう、させていただいております。お茶会ではお点前の披露がございまして、1回のお点前におよそ40分程度を要し、それを複数回実施することで全体としておよそ100名程度が適切な受入人数ということで設定のほうはさせていただいております。しかしながら、時間に制約のある観光客の方々にも気軽に参加いただけるよう、場合によってはお点前の披露は省略しお茶と回し飲みの体験とした、限られた時間の中でも多くの方に体験していただけるよう取り組んだところではございます。

今後の本番DCにおける対応につきましては、町といたしましても、このお茶会は継続して実施していきたいというふうには考えておりますので、今回の反省点や方法等を社中の方と協議しながら柔軟に対応してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

やはりお点前に40分かかりますということであれば、なかなか観光客の方、時間が限られてしまってる方々が参加できないところもあるのかなというような感じもいたしますので、今、課長からあったように、そのときに応じて、臨機応変ではないですけど、なるべく多くの方々に参加していただいて、せっかくあの景色で圓藏寺の庫裡の中でっていうこと、なかなかできない経験であると思いますので、ぜひ多くの方々に経験をしていただけるような取組をしていただければなと思いますので、検討のほどよろしく願いいたします。

次に、今実施されておりますフォトコンテストについて伺います。今、町長の答弁にもありましたが、現在、約50件の応募があったということで、正直、私が予想していたよりも少し多い応募があったと感じております。1人、多分、最大5点まで応募できたので、50人が応募してるのかどうかっていうのは分かりませんが、そこで、今回の応募方法についてなんですが、1、応募者自身のインスタグラムアカウント公開、2、柳津町公式アカウントをフォロー、3、応募期間内に「会津やないづフォトコンテスト2025」、「会津柳津」、「ふくしまDC」の3つのハッシュタグをつけ、作品タイトル、撮影場所、撮影日をキャプションに明記して応募者自身のインスタグラムへ投稿という内容でしたが、この応募内容が難しいのではないかとこのように感じましたし、実際、町民の方からも難しくて応募できないという声が聞こえてまいりましたが、町当局としては今回の応募方法に関してはこれが最適な方法であったのかどうか、考えてるか伺いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

町といたしましては、Instagramを活用した応募形式とし、広報効果も高く、現時点までは適切な方法であったというふうには考えております。ただし、議員今おただしのとおり、町民の方々から手続きが難しく応募できなかったという声もいただいているということで、そういったご意見についてはしっかりと受け止めまして、今後はより多くの方に気軽に参加いただけるような工夫をしてみたいというふうには考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

正直、まず、Instagram、インストールしてない人は応募もできないというような状況になってると思いますので、適切な方法ではあったので、来年へ向けて同じような応募方法も、もちろん、難しくなくこれが簡単だよという方もおられると思いますので、継続ということもいいとは思いますが、今、課長からも少し説明ありましたが、今の応募方法プラス、例えばですけど、プラスアルファで直接、町役場、地域振興課に写真を届けてその場で名前、撮影場所等を記入するとか、役場に郵送するとかというような形で応募方法を追加するべきではないかと考えますが、その点について町当局の考えを伺いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

町民の皆様にも、より気軽に参加いただけるような応募手段というのも設けるのは非常に大切であると考えておりますので、今ほど議員おただし、ありましたように、郵送や窓口での提出など、町民の皆様の参加を促す方法についても次年度に向けて考慮しながら考えてまいります。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

ぜひ柔軟な姿勢でより多くの応募が来るような仕組みづくり、取組していただきたいと思
いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、正式DCへ向けての質問に移らせていただきます。

プレDC、今回の企画で実施された内容を軸にしていきたいという町長からの答弁、あり
ましたが、既存で実施されている地区の伝統行事や各種イベントと連携を図るのも重要な
のではないかなと考えております。例えばになります、4月29日ですと久保田の三十三観
音祭り、これが毎年開催されており、三十三観音祭りの開催時刻に合わせて柳津駅から送迎
のバスを出して観光客の方々にもお祭りに参加していただいて、餅や郷土料理、食べてもら
い、お土産として購入してもらって、柳津駅に帰る途中に滝谷駅周辺から橋の上を走っている
只見線、こちらなんか見ていただいて写真撮影してもらおう等の企画で、柳津町をもっと知
ってもらうのも必要になってくるのではないかと考えておりますが、そのあたりについて町当
局の考えを伺いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えします。

まず、具体的なお提案ということで大変ありがとうございます。

既存の伝統行事であったり、地域イベントの連携については、観光客の皆様には柳津町の魅
力を感じていただく上で大変有効な手段だと認識のほうはしております。また、ご指摘のあ
った久保田三十三観音祭りにつきましても、今年度はプレDC期間中の企画の1つとして掲
載させていただいております。

来年度の本番DCに向けましては、町内の各団体、事業者の皆様とまた再度、意見交換を
重ね、検討会議の場を設けながら、いただいたご意見も踏まえまして協議のほうを進めてま
いりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

そうですね。町としても、地区としても、人に多く入っていただくということ、地区の行事として主催している側、やはり同じことやるのであれば、たくさんの人に見に来てほしい、参加してほしいという思いもあると思いますので、ぜひ課長、おっしゃっていただいたとおりに検討していただきたいなと思います。

同じように、6月第一土曜日、今週の土曜日にも開催されますが、毎年みずウオークやないう大会が開催されておりますので、こちらの開催日に合わせて町としてもDCのイベントを開催していただいて、みずウオーク終了後にみずウオークに参加していただいた方々にDCのイベントに参加していただけるようなことがあれば、さらに成果を上げることができるのではないかと思いますので、こういった点も併せましてご検討いただければと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

会津地方17市町村などで作る極上の会津プロジェクト協議会にて、ただいまドキュメンタリー調のPR動画の撮影を始めることが決定したと認識しておりますが、現在のPR動画の進捗状況について伺いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

極上の会津プロジェクト協議会にあるドキュメンタリー調のPR動画の作成につきましては、食に焦点を当てたPR動画であります。現在、協議会の事務局を担っております会津若松市が中心となって企画調整のほうを進めております。各市町村には素材の情報提供依頼があったところであり、今後、協議会においては、他市町村と連携を図りながら進めていくような形になろうかと思っておりますので、本町の魅力をしっかりと発信できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

食にPR、力を入れてるということで承知いたしました。

各市町村、DCへ向けていろんな取組、してる中で、やはり近隣市町村との連携、こちらにも必要になってくると思いますので、柳津町にばかり来て三島町に行かない、金山町に行

かない、そんなこともないと思います。しっかり連携を図りながら極上の会津プロジェクト協議会、進めていただきたいと思いますし、どんどん町の発信、していただきたいなと感じているところであります。

それでは、次に移ります。

柳津町には赤べこ伝説や只見川沿いの自然景観など、魅力的な観光資源があると感じておりますが、このような観光資源を活用した新たな観光コンテンツの開発や既存コンテンツのブラッシュアップについての計画はあるかどうか、こちら伺いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

県のサポート事業の採択を受け実施しております自然公園只見線利活用推進事業におきまして、奥会津ビジターセンターを拠点とした自然公園の利活用について取組のほうをしております。具体的な内容としまして、自然公園について理解を深め機運を高めることを目的とした講演会の実施であったり、自然を生かした観光コンテンツの造成を目的とした先進地の視察、また、自然ガイドの養成などを計画しているところでございます。トレイルウォークやサイクリング、カヤックなど、柳津の自然を生かした魅力あるコンテンツの造成を目指し、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

やはり新たな観光コンテンツの開発っていうのはなかなか難しいのかなっていうような感じもしてはいたので、町当局の考え、伺ったところではございますが、やはり既存コンテンツのブラッシュアップについてはぜひ行っていただきたいなという思いがあった中で、今、回答いただいて、力、入れていくということ、自然関係ですか、ぜひ力を入れていただいてこちら発信していただきたいなと思いますし、年間を通して柳津町ではこんなことができるんだよというようなことをどんどんPRしていただきたいなと感じております。

それでは、次に移ります。

町PR、PRと再三申し上げてまいりましたが、PRの発信方法について伺いたいと思

ますが、現状、県外や他市町村へ向けてのSNS等の発信力が柳津町はまだ弱いと感じておりますが、今後、発信力強化へ向けての町として取り組み方の考えをお答えいただければと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

議員おただしのとおり、県外や他町村の方々に向けた情報発信については、さらなる強化が必要であるというふうには感じております。現在、紙媒体での広報に加え、LINEやインスタグラムなどのSNS、また、ウェブ広告などのデジタル媒体にも力を入れて取り組んでいるところではございます。これらの媒体を通じたデータの分析についてもしっかりと行いながら、掲出する地域や世代、性別などを検証し、より効果的に町の魅力を発信できるよう工夫のほうはさせていただきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

LINEやインスタグラムというような回答をいただきましたけど、私も公式LINE、LINE友達登録して町からの発信、見ておりますけど、ただ、他市町村の人が柳津町の公式のLINE見てどう感じるのかなっていうのはちょっと疑問に思うところではあるので、インスタグラムなんかやはり発信方法の1つになってくるのかなと思いますけれども。私、町民の方から直接ちょっと言われたことがありまして、メモしてきたので申し上げたいんですが、柳津町のX、元のツイッターですね、こちらは全然更新されてない状況が続いておりますということで、要望的なものにはなりますが、「別アカウントでもよいのでグルメで各飲食のメニュー等、食事を紹介したり、旅館の紹介、道の駅のグルメをはじめとし、山菜や果物、野菜などをどんどん毎日こちらを公開することを願っています。また、インスタではなくXですから、リポストができます。中通りの大手道の駅などは、情報発信に本気となっております。ぜひ柳津町も情報発信に力を入れてほしいと願います」というような町民の方からこういう声がありましたので読み上げさせていただきましたけど、こういう意見があるということで、ぜひそういった形で発信力向上へ向けて取り組んでいただきたいなというよ

うに感じます。

それでは、次に移ります。

先ほど町長の口からもインバウンドという言葉、出てきましたが、DC本番へ向けてインバウンド施策の町として具体的な取組について伺いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

インバウンドの施策につきましては、ユーチューブを活用した動画広告であったり、県が主催します台湾での商談会、こちらのほうに参加のほうを予定しております。その国々において人気の季節がございますので、DC期間に限らず、町の情報や魅力を海外のほうに発信していきたいというふうに考えてます。

一方で、情報の発信のみではなく、再来訪につながるよう受入体制の強化も大変重要であるというふうに考えておりますので、DC本番に向け関係団体や事業者の皆様と連携を図りながら勉強会などを行い、具体的な施策について協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

また、只見川ライン観光協会においても、昨年度に引き続き今年度も台湾向けの研修会、こういったものも予定しておりますので、そういったところも通じながら行っていければなというふうに考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

やはりインバウンドに関しては、福島県でいうと台湾、こちらがメインとなってくるのかなとも思いますし、今、課長からお示しありましたが、しっかり具体的な取組、行っていただいて、少しでも多くのインバウンドを呼んでいただきたいなというように感じております。

それでは、次に移ります。

今後の課題解決へ向けても、先ほど町長の答弁にもありましたが、関係機関団体や観光関連事業者の皆様とワークショップを定期的で開催し、広域連携をぜひ図ってほしいと思っております。現在、柳津町では、町内の観光関連業者を対象にふくしまDC誘客促進支援事業

に対し最大30万円の補助金制度が実施されておりますが、補助金の申請状況について伺います。あわせて、採択事業があれば伺いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

議員おただしのとおり、町内の観光関連事業者等を対象に柳津町ふくしまDC誘客促進支援事業者補助金、こちらのほうを予算化しております。現在の申請状況につきましては、提出のあった申請書はまだございません。ただ、数件の相談が寄せられているようなところでございます。

なお、この補助金は、プレDC期間中の事業のみではなくて、次年度の本番DCに向けた準備についても補助対象としているような補助事業となっております。

また、福島県のほうで取り扱っておりますDC向けの補助率10分の10の上限200万円の補助金がございます、こちらは町内で1団体が採択となり、事業に取り組んでいるところではございます。

ふくしまDC本番に向け、引き続き、事業者の皆様が新たな観光資源の開発やプロモーション活動を行うことができるように町といたしましても支援のほうはしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

町の補助金に関しては、今のところ、申請なしということで、問合せはあったということですが、本当にできれば多くの団体、この補助金制度、使っていただいて誘客促進の事業を行っていただきたいなと思いますけれども、先ほど町長の答弁にもありましたが、やはり担い手というか、マンパワー不足、これも否めないのかなというところもありますので、こちら辺もワークショップなどの開催で少し、こういった形で進めていこうというような広域連携、しっかり図っていただければなと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、最後の質問とさせていただきますが、先ほど町全体で観光客をお迎えすることでよりよい印象を与えることで再訪につながると思う、町長の答弁でございました。これに

対してふくしまDCにおける観光客の増加が柳津町に与える影響や波及効果についてどのようなものがあるか、町当局の考えを伺って質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

柳津町は、観光産業も基幹産業の1つでありますので、観光客が増えることによる地域への経済効果、こちらは大きいと考えております。また、今回のDCで最も大切なものが、一過性のものにならないというようなことかと思っております。お越しになったお客様が満足されまして、また来たいと思っていただく、それとともに、そのお客様の口コミやSNS等の情報発信により柳津町へ行ってみたいと新たなお客様が生まれる、そういった好循環をつくり出していくことが重要かと考えております。さらには、このDCを機に関係事業者や関係団体等の皆様ももう一度、お客様目線になって取組を見直し、町全体でのおもてなしにつながるきっかけになればと、そのように思っておりますので、引き続き関係者の皆様と協議のほうを重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上です。（「終わります」の声あり）

○議長

これをもって小林 浩君の質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長

ここで暫時休議いたします。

再開を13時といたします。（午後0時01分）

○議長

議事を再開いたします。（午後1時00分）

◇

◇

◇

○議長

次に、岩淵清幸君の登壇を許します。

6番、岩淵清幸君。

○6番（登壇）

さきの通告により質問いたします。

町職員の働き方改革及び職場環境整備について。

昨今、民間企業の間では働き方改革が注目されています。働く人が、それぞれの事情に応じた、多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするという考え方であります。しかし、地方公務員の働き方改革は十分進んでいるとは言えませんし、町役場においても、働き方改革が進められてきたとは到底思えません。公務員の働き方改革には難しい面が多々あることも事実でありますが、だからといって手をこまねいては有能な人材確保が難しくなることも考えられます。町長は町職員の働き方改革についてどのような考えを持っているのか伺います。

また、町職員の能力を最大限に引き出し、町民サービスの向上を図るためには、働きやすい環境の整備が不可欠であると考えますが、庁内の働く環境を向上させるためどのような手だてがあるとお考えか伺います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

6番、岩渕清幸議員のご質問にお答えいたします。

町職員の働き方改革及び職場環境整備につきましては、かつての日本は長時間労働が美德とされ、社会全体が長時間労働を肯定していたような風潮があったように思います。しかし、長時間労働を起因とする過労死や健康被害が問題となり、法律により労働時間の制限が定められました。

柳津町役場においても、職員の減少と業務量の増加から、災害等の突発的な業務に限らず平素より職員の時間外勤務時間が多くなり、職員の心身の健康が危ぶまれることなどから、平成18年度よりノー残業デーの実施による時間外勤務の抑制を図ってきたところであります。

その後、平成31年4月に施行された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、日本全体で働き方改革が進められる中、当役場においては、令和3年度からそれまで男性職員が交代で毎日行っていた宿直業務を業者に委託し、職員の負担軽減を図ったこと、また、同じく令和3年度から会計年度任用職員も含め職員のストレスチェックを開始し、心の健康をチェックする体制を取ったこと、さらに、令和5年度から夏季休暇を3日から5日とし、リフレッシュ休暇取得の促進を図ったことが改革として挙げられます。そして、同じく令和5年度に職員のハラスメントの防止等に関する要綱により相談窓口を設置し、各

種ハラスメントの防止と発生した場合の相談・苦情の対応に努めております。

議員おただしのとおり、職場環境をより働きやすいものとするため、長年、紙の書類を中心に業務を行ってきた体制を少しずつデジタル化に移行しながら業務の効率化を図り、労働時間の短縮につながればと考えております。さらには、研修機会の提供や職員個人が受講したいと希望する研修等を承認し、個々のスキルアップによる人材育成での効率化も考えられます。

政府が進める働き方改革のポイントの1つは、働き過ぎを防止することで、働く方々の健康を守り、多様なワーク・ライフ・バランスを実現することです。業務効率化による生産性の向上、残業時間の削減で、職員個々のワーク・ライフ・バランスが実現し、職場、そして職員が明るく、仕事をしやすい環境づくりに今後とも努めてまいります。

○議長

これより再質問を許します。

6番、岩淵清幸君。

○6番

では、再質問に入らせていただきます。

どうしても公務員と一般企業の社員という比較、多少せざるを得ませんが、なるだけ聞きづらくないような形で質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

一般企業では、人材確保のためや待遇改善の一環として大幅なベースアップや新入社員の給料を大きく上げるといった動きが活発になっているとの報道があります。しかし、公務員は簡単に職員の給料を大幅に上げるわけにもいきませんし、また、かつては安定的な職場ということで公務員になる魅力も感じられる方が多かったと思います。しかし、近年は職員の募集に対する応募者の数も少なくなり、定足数を満たすことのできない自治体も増えているとの報道もありました。町発展のため、また、町民サービスを向上させるためにも、優秀な人材確保が求められています。そのためには、職員の働き方改革を進め職場の環境を改善し働きやすい職場にしなければなりません。

働き方改革は、職員の健康確保、モチベーションの維持及び人材確保の観点からも不可欠であります。公務員の働き方改革には、いろいろな手法なり手段があると考えていますが、答弁にもありましたように、超過勤務の縮減、そしてテレワークの導入、また、フレックスタイムの導入などが考えられると思います。そこで、まず伺いますが、答弁にもあったよう

に、水曜日に実施されているノー残業デーについての実情について伺います。ノー残業デーであることを知らせるチャイムや庁内放送をしているか。毎週、全員が定時に退庁することは現実的ではないかもしれませんが、実際は何割ぐらいの職員が定時に退庁しているのか。また、近隣町村の実情やそれに比して柳津町はどういう状況にあるのか。これは総務課長、お願いします。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

取組としては、ノー残業デーなのですが、平成18年度からノー残業デーを実施しております。週1回でありますけれども、毎週水曜日と定めて午後8時30分には退庁できるよう庁内放送で促しております。

定時に退庁する職員がほとんどですが、各種事業の対応や報告期限の厳守、緊急対応など、数名は残業している場合がありますけれども、取組の率としては比較的高いほうだと認識しております。

なお、近隣町村の取組なんですけれども、対象は両沼地区の町村を参考としましたが、ノー残業デーを行っていない町村は2町村でした。そのうち1町は日頃からノー残業デーの取組を行っているという事例があったことをご報告申し上げます。

以上です。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

ノー残業デー、やはり職員がしっかり守って、そして、少しでもストレスがないような、そういった職域、職場というか、そういうものを目指していただきたいと思います。職種によっては、どうしても時期的なもので定時に帰ることが難しいという部分が多分あるだろうことは承知していますが、できるだけそういったものが徹底されるようよろしくお願ひしたいなと思っております。

それから、答弁にもありましたが、宿直業務の委託、これも職員の負担軽減には役立っていることだと思いますが、それから、私の記憶では、休日出勤や時間外業務の多い運動公園

の管理業務を外部委託したというようなことで、少しずつ改革はしていたのかなというふうには考えておりますが。

それでも公務員は民間企業と比べても年間の残業時間が長い場合が多く、過重労働になりがちだという意見があります。町では、毎年のように12月議会において超過勤務手当が追加補正されているという実情もあります。それなりの時間超過している職員がいるのではないかと心配もしているところではありますが。超過勤務の上限を設けていると思いますが、それが厳格に管理されているか。また、例えば確定申告の時期の税係や大雪、降った場合の建設係など、月の上限を超えるようなことはないのか伺いたいと思います。原則として月45時間、年360時間と言われております。長時間労働のデメリットは、数え切れないほどあります。疲労や疲弊による判断ミス、車両運転時等の事故、モチベーションの低下など、いいことは1つもないと思いますので、この辺の管理をしっかり行っているのかどうか、総務課長、お願いします。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

我々職場の残業時間の上限なんですが、原則として月45時間、年360時間です。これは議員おただしのとおりです。ただし、業務量、また、業務内容によっては、これらの時間の上限を超えてもよい場合がございます。例えば、災害時、繁忙期、緊急を要する業務に従事する場合にごくまれに月45時間を超える職員もございます。

以上です。

○議長

6番、岩渕清幸君。

○6番

まれに月の時間を超えると。確認ですが、年間360時間は超えていないだろうと推測はしておきますが、やはりそういう職員に対してのフォローというか、しっかり努めていただきたいなというふうに思います。

それから、次は休日数ということでお伺いしますが、代休という形ですが、公務員の年間休日数は126日程度とされています。ほかに民間でいうところの有給休暇に当たる年次休暇があると思っています。職員の年次休暇の取得率を調査しているか伺います。

また、イベントの主催、共催などで休日出勤をしなければならない職域もあります。休日出勤をした場合の代休の取得率について伺います。厚生労働省の令和6年調査では、地方公務員は61.5%にとどまっているとされています。ちょっと低い数字だなというふうに思っておりますが、柳津町ではどうなのか。それから、取得率の低い原因をどうやって取り除くかと。取り除くような努力はしているのかどうか、これも総務課長にお伺いします。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えをいたします。

当町の取得率なんですけど、これは決して高くはございません。しっかりと積み上げた数字ではないんですが、執行率、私が就いてからのこの2か月間を見てもそういう数字となっております。決して高くはございません。地方公務員の代休取得率の全国平均には届いていないと認識しております。

低い原因なんですけれども、平日の代休なんですけれども、業務の都合で取得しにくい状況となっております。これを改善するために効率化を行う必要があるとは考えております。

以上です。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

非常に低い数字だと。具体的な数字はいただけませんでしたけど、かなり低いとなれば、やはり改革を進めるべきではないのかというふうに考えております。後ほど町長にもお伺いしますが、総務課長のほうにもう1点、お伺いしてから町長のほうにお伺いしたいと思っております。

4月30日の福島民報新聞に「自治体で広がる窓口時短 職員の負担軽減」という見出しの記事が載っていました。また、「事務作業を改革 いつもより3時間早く帰れた」という会津若松市の働き方改革課題解決特別タスクフォースの成果報告会が開かれたとのネットの記事を読ませていただきました。市役所の約20人の幹部職員が窓口開設時間の短縮や勤務時間外に行われる各種団体との懇談会への参加の仕方などについて検討がなされたとされています。3時間早く帰れたというのは極端な例かもしれませんが、それだけ職員の負担軽減につながったということでもあります。成果報告会を受けて、室井市長は「必要な変化が生まれつつある。窓口時間の短縮などどんどん改革しなければならない」と語ったとされています。

窓口時間を短縮すれば不満を持つ町民も出るかもしれませんが、昼休みや夕方の窓口開設時間の短縮ということについて、率直にどう感じているか伺います。先ほどの若松市の例では、反対の声を覚悟し市長が決断したとされています。これについて課長から、それから、もし町長も答弁できるならば町長の覚悟もお伺いできればと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えをいたします。

窓口業務の時短につきましては、地元金融機関など正午前後の時間帯で窓口業務を行わないところが増えてきています。こういった取組は、職員の昼休み時間をしっかり確保できること、休み時間の限られた中でリフレッシュして午後の仕事を行えるなど、効率的に業務ができることとなればメリットも多くあると思っております。

ただ、役場の窓口をその時間帯で行おうとしますと、地元にお勤めの方など、ご来庁くださるお客様の対応をどのようにするのか、役場そのものの機能を時間帯で止めるのかなど、解決しなければならないことが多くございます。様々な視点で調査してどのようにしたらよいか、今後の方向性を確認していきたいと考えております。

以上です。

○議長

町長。

○町長

今ほど総務課長が答えたとおり、職場の窓口の時短を図るということは、町民に不便をある意味強いるということにもつながりますが、働き方改革ということからすると、やはり一番先に手をつけられる場所なのかなという思いもあります。これについては、そんな遠くない将来に判断を迫られる事柄だと思いますので、1つの選択肢として積極的に考えていきたいと、そんなふうに思っています。

○議長

6番、岩渕清幸君。

○6番

窓口時間の短縮ということで、皆さん、ほとんどご存じだと思いますが、会津信用金庫柳津支店でも11時半から12時半までシャッター、下ろしてますよね。もうほとんど皆さんが承

知したのでトラブルなんかはないんだろうと思ってます。そういういろいろなやり方はあると思いますが、そういったことも選択の1つとして考慮いただきながら、職員の負担軽減を図っていただければというふうに思います。

次ですが、公務員の働き方改革が進まない理由として、業務の大幅な変更が難しいことや法的な縛りがあり公共の利益のため必要な業務を安易に省略することができないといった理由もあります。また、個人情報自宅を持ち帰ることなどは難しいということもありますが、テレワークも働き方改革のキーワードの1つだと思います。市町村においてはテレワークの推進もしにくい状況にあります。令和3年、総務省の調査では、都道府県では100%導入されているとされています。

そこで、最近まで県庁にお勤めだった副町長に伺いますが、県庁ではどのような業務で適用されているかなど、福島県のテレワークの実態について伺います。また、テレワークを業務内容によっては柳津町にも導入できるとお考えなのか、お伺いいたします。

○議長

では、答弁を求めます。

副町長。

○副町長

お答えいたします。

私の前職の福島県庁でのテレワークの取組についてということですが、福島県庁では、職場のパソコンを自宅で遠隔操作ができるシステムを導入したりですとか、また、各種決裁をパソコン上でできる電子決裁システムというものを導入し始めておまして、そういったところから主として子育て世代、子育て中の職員ですとか、また、出張が多い職員ですとか、そういったところでテレワークが一定、活用されているというふうに認識しております。

また、どのような業務でっていうところですが、県庁の場合ですと、特に本庁舎ですと住民と接する窓口業務というの比較的少ないものですから、どちらかというと企画業務とかそういうものが多いものですから、そういった部門を中心に活用されているのかなというふうに考えております。

本町においてテレワークを進めるにはということですが、やはり県庁とは違って地域住民、地域と住民に近いという立場にございますので、窓口での対面業務ですとか、現場業務が多いということ、また、電子決裁などのテレワークがしやすい環境整備というものがこれからまた必要になってくるのかなというふうに思っております。また様々な課題があるのか

なというふうに認識しております。

以上です。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

実際は町民との対面業務というようなことがかなりあるので、なかなか難しいということ
は十分理解できると思いますが、しかし、同じ調査では、市区町村は49.3%で導入されてい
るとされています。副町長も今ほどの答弁ありましたが、住民票の発行や各種の手続など窓
口で行うことが多く、職員が対面で来庁者に対応することも多いわけですね。それでテレワ
ークで対応し切れない業務も多くあるとは重々理解できると思いますが、テレワークできる
業務の洗い出しなど、町ではどういう、導入に対して検討なされたことがあるのか、また、
今後テレワークを導入する考えがあるのか、町長に伺います。実は、ちょっとインターネット
で調べたら、ある市では育児中の女性職員の離職率が大幅に減ったというような実績もあ
りますので、町長にその辺の考え方についてお伺いいたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

テレワークの導入の検討につきましては、ある程度対応可能な準備はできていると言え
るかと思います。これは、令和2年度に新型コロナウイルスの感染症対策として、職場での密
集を避けなければならないという事態となった場合を想定しまして、自宅勤務を行う必要
が生じた場合の緊急対策、対応として整備されております。感染症対策だけに限らず、テレ
ワークにも応用できる可能性があるというふうには考えているところであります。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

対応は可能だという答弁でございますが、それにつけても、例えば、自宅から遠隔で役場
の中にあるパソコンを操作するというようなことになるには、やっぱりWi-Fiの環境整
備とか、進めなければならない環境整備というものもあるかと思いますが、その辺も含めなが
ら検討を加えていただければいいのかなというふうに思います。

それから次ですが、デジタル化に移行しながらという答弁がありました。業務の効率化や労働時間の短縮を図るため、そして、テレワークを推進するというためには、デジタルトランスフォーメーション、DXが必要であろうというふうに考えます。町ではDX推進本部が立ち上げられているわけでありましたが、今年度、藤井先生が退任され、推進力が失われたのではないかと危惧しています。DXを推進し業務の効率化、町民の利便性向上を図るため、DX推進本部においてはどのようにデジタル化を進めるのか、どういう方針を示しているのか、本部長である町長にお伺いします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

現在、町のDX推進計画は策定中であります。現時点での考え方として、町民一人一人のニーズに応えられるように全ての人に優しいデジタル化を推進することを方針として、誰一人取り残さないと。デジタルの力でみんなをつなぐと。これを将来像として考えております。

また、具体的な目標としては、行政手続に対する町民のニーズを把握して、効果的で効率的な手続を行うことができるようにデジタルを活用し取組を推進していくと。住民ファーストの視点に立った取組の推進と職員の業務見直しと効率化、これを目標として住民サービスの向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

DXはいろいろ面倒くさい部分もありますし、これだけで一般質問を構築できるほどのこともあるかと思いますので、今回はさらっと触れるだけにとどめますが、やはりDXを進めることが町民にとっても職員にとってもウィン・ウィンになれるような、そういう改革を進めていていただきたいというふうに考えております。

次ですが、国家公務員では、2016年から全職員を対象にフレックスタイム制が導入されているとのことですが、町ではフレックスタイムの導入について検討したことはあるのか伺います。今のところ導入されていないと認識していますが、なぜ導入できないのか。実は、大阪府寝屋川市では完全フレックスタイム制を導入したと。さらに、1か月の勤務時間を満たせば週休3日も可能だというような報道がありました。育児や介護との両立が図られやすくな

るといようなメリットがあると思いますので、これについて導入に対する考え方を伺いたしたいと思います。総務課長、お願いします。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

まず、フレックスタイム制ですけれども、一定期間の総労働時間をあらかじめ定めて、その範囲内で労働者が勤務時間の始業・終業時刻を自由に決めることができる制度となっております。これによって、職員は仕事と生活のバランスを取りながら、より効率的に働くことができると言われております。

今、フレックスタイム制の導入の検討に至ってはおりません。なぜならば、職員一人一人の勤務時間の管理が難しくなること、緊急時の対応、行政サービスの低下、コミュニケーションの不足、特に窓口業務や緊急対応が必要な課では、特定の職員に業務負担が増とってしまうことが懸念されるからです。

今、導入に向けてではなく、各課職場環境の課題を整理して、まずその課題を一つ一つ解消していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

なかなかフレックスタイムというのも、普通の民間企業ですとタイムカードとか、そういったことで勤務時間の管理というのはできる部分も多いんで、なかなか公務員の場合、難しいのと、先ほど答弁、ありましたが、緊急時の対応の仕方というようなことまでも考えなくちゃいけないので、難しい面はあるんだろうと思いますが、これは必ずしもすぐ導入とか、そういったことではないと思いますが、選択肢の1つとして頭の隅に入れておいていただければいいのかなというふうにも思っております。

次ですが、2024年、総務省の調査によれば、全国1,721市区町村のうち28.8%の自治体で生成AIを導入しているという新聞記事を目にしました。5月22日の福島民報新聞です。町では現在、生成AIを導入していないとは思いますが、新聞の記事の中身を少し詳しく話させてもらえば、実証実験中と導入の予定があり検討中だとする自治体を合わせると約半数

に上ります。主な活用事例として、挨拶文案の作成、議事録の要約、企画書案の作成、議会の想定問答の文案作成などとなっています。例えば、議会事務局では、挨拶文案の作成や議事録の要約などの活用ができれば職員の負担軽減につながるのではないかと思いますし、それ以外の係においても、生成AIを活用することによって職員の負担軽減につながることを期待できるのではないかと思います。先ほど話題にした会津若松市でも、議会資料の作成負担軽減に向けて2025年度から文字起こしツールを導入することを検討しているとありました。生成AIの導入についてどのような考えを持っているか、町長に伺います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

生成AIについて今ほどおただしがありましたけれども、議員おっしゃるとおり、総務省では生成AI導入済みの団体のうち活用に向けて事例等が公表されており、地方自治体の導入率、年々高くなっている状況にあると言われております。生成AI導入については、各方面で議論され、導入検討、実証実験、行われております。これは確かに効果も大きいと思いますが、反面、課題も同じぐらいあると言われております。効果としては、大量の資料の要約であったり、大量の文章の誤字訂正、あるいは、事務作業が短縮される可能性が多くあるということであります。一方、課題としては、活用規則が不可能ではないかということ、それと文章の信頼性など十分な調査が必要だと言われておりますので、現時点で柳津町で無条件にすぐに導入するということはありませんが、ただ、近い将来は実用化していくんだろうというふうに私としては思っております。

○議長

6番、岩渕清幸君。

○6番

ルールづくり、総務省でもやるようなことをこの間の記事には載っておりました。生成AIについても、いろんな種類がありますし、それにやっぱりセキュリティー、どうしても課題になることだろうと思いますので、その辺、見極めながら、やはり前向きな考え方を持っていただければいいのかなというふうに思います。

次からは職場環境ということの整備について伺っていきます。

ここ数年、町では、役場職員の早期退職者が後を絶ちません。若い職員もそうですが、経

験も実績もあり有能な職員が定年を前に退職しています。早期退職の理由はそれぞれ違うこととは思いますが、早期に退職させてしまうことは、町にとっても町民にとっても大きな損失であると考えております。2023年からは段階的に公務員の定年延長が進められていること、それに逆行するようなことが起きていると、そういうふう感じております。職員の早期退職というようなことについて、町長はどんな感想をお持ちかお伺いします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

せっかく職員として採用が決まり職場で働き始めてから、間もなく退職したいというふうなことを言われるということは、非常につらいことであり残念なことであります。早期退職については、柳津町役場に限ることではなくて、社会全般に今、起きていることだと思っております。ですから、社会環境の変化によるということが大きく影響していると思っております。昔と違って転職についてのハードルがかなり今、低くなっているというようなことだと思います。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

非常に、プライバシーの問題もあるし、いろいろ難しい部分はあるとは思いますが、やはりせっかく、せっかくという言い方、おかしいですが、役場職員としていろいろ力を発揮していたのに、やはり早期に退職するというのは非常にもったいないことでもありますし、我々にとっても大変、役場の環境が悪いのかと疑わざるを得ないようなことにもなりかねませんので、なるだけ働きやすい職場ということを気をつけていただきたいなという、気をつけるというか、働きやすい職場づくりを進めていただきたいと思っております。

それで、働きやすい職場の特徴の1つは、職場の風通しがよく意見交換が活発であることであるというふうにもされています。役場内で若い職員も、あるいは、ベテランの職員もですが、自由に意見交換できる環境が整っていれば、自分の考えを述べることができ、それによって今までにないアイデアや新たな施策が生まれるきっかけにもなるのではないかとこのように考えております。各課や各係において業務改善や各種の提案など、職員の考えを聞く機会が設けられているかどうか、また、誰もが話しやすい環境が整備されているとお考えか、

町長に伺います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

若い職員、特に意見を述べやすい環境、これは組織自体の活気や創造性を高める上で非常に重要であるというふうに認識をしております。私自身も若い職員と話をするときには特によく話を聞くということを心がけておりますし、また、職員全体で年に3回ないし4回、懇親の場を設けるわけですけれども、その場では、まず初めに私の挨拶の中で今から役職で呼ぶことを禁止するという旨を申し上げます。全て「さん」づけでもってその懇親は進めていくというような、ささいなことではありますけれども、話しやすい雰囲気をつくっていきたいということで、そんなことも取り組んでおります。

課長、係長、職員、一人一人がそれぞれの立場で意見を真剣に受け止めて話し合い、積極的に答える姿勢を示していくことが大事なことだと思っております。雰囲気づくりであったり、コミュニケーションが円滑に進められるように今後ともぜひ進めていく必要があると私としては考えております。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

風通しのいい職場であれば、仕事の面ばかりでなくて、プライバシーの面でも相談できるような、そういった環境が整っていれば、職員にとってはありがたいことなんじゃないのかなというふうに考えますので、今後もそういう雰囲気づくりに努めていただきたいと思います。

次ですが、人事異動について伺いますが、町職員ばかりではなく、勤め人というのは大体人事異動というのはついて回ることでございますし、受け入れざるを得ないというふうに思っております。また、同じ係に長くいることはできませんし、特に若い職員はいろいろな経験を積むことも非常に大事なことであります。将来のスキルアップにつながるものだろうと考えておりますが、そこで人事権のある町長に伺いますが、毎年人事異動をする、あるいは、考えるに当たり、基本的なことがあると思っておりますが、それはどんなことなのかお伺いします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

人事異動に関する基本的な考えということですが、組織としての効率性の向上と個人の成長の促進と。この両方を追求することに尽きるというふうに思っております。

○議長

6番、岩渕清幸君。

○6番

人事異動はなかなか難しい面が、限られた人数の中で異動してもらわざるを得ないということもございますので、難しい面があると思いますが、やはり人事異動に関して私も経験ありますが、異動願というものを出す場合があります。例えば、内勤から営業などの外回りとか、あるいは、自分がやってみたい職種への異動といった希望ですが、公務員にもそれは許されるのかなというふうに思っています。もちろん、経験から言ってもそうですが、希望どおり異動できるとは限らないわけですが、例えば役場でしたらその職員のやりたい仕事、関わってみたい仕事というのが分かれば、管理者にとってもメリットがあるのではないかと思います。やりたい職域に就ければ、持っている力を十分に発揮することもできるし、高いパフォーマンスが発揮できるのではないかと考えてます。この異動希望について、今までに前例があったのかどうか、町においてですね。さらに、異動希望ということに対して町長はどんな考えを持っているのかお伺いします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

まず、異動願についてですけれども、正式には異動願というものを私は受け取ったことがありません。ただ、いろいろ相談という形で口頭でいろいろ話したということはありません。

そして、異動希望についてですけれども、組織の安定と職員の成長、この両方を考慮しながら両立をしていかなきゃいけないということから、議員おっしゃるとおり、異動の希望を全て聞き入れるというわけではありませんし、できないことだと思っています。

あともう1点、ご指摘あった職員がやりたい仕事、「好きこそ物の上手なれ」という言葉

もありますので、そういった情報を上司が持つということは大事なことかと思えます。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

そうですね。私も、先ほども言いましたが、自分の希望したところに異動できるかといったら、必ずしもそんなことはないわけで、それは全体のバランス、難しいものもあると思いますので、それは仕方ないことだと思ってます。

ただ、町長にもお願いしたいことは、異動したばかりの職員、特に若い方を中心に、異動して一、二か月過ぎた頃にでも町長、顔を出して「おう、頑張っているか」とか、激励するようなことがあれば、そういうような気遣いをしていただければ、職員もまたいいのかなど。少し今までの慣れたポジションから異動したばかりで少し戸惑っているような場合もあるかと思えますので、そういう場合には時間を見つけてそういった職員に対して声がけをしていただけるような気遣いは持っていただければありがたいかなというふうに思います。

次ですが、働きやすい職場の特徴として、公平で公正な評価制があるということが上げられると思います。人事評価を適正に行うことで、職員にも納得感が生まれ、モチベーションが向上します。実は前に一度、人事評価について質問したことがございますが、平成28年度から導入し評価シートを活用し公正・公平な評価をするとの答弁でありました。現在、人事評価をどのように実施しているか伺います。公平で透明性のある評価制度になっているのか。評価の基準が明確化されているか。成果や努力が適正に評価されているか。その評価の結果による昇進や昇給などの基準が明確にされているのか。人事評価というと多少、駄目出しをするようなマイナスのイメージを持たれる方がいるかと思いますが、私の場合は、努力したり成果が上がったなどのプラスの点を評価することだというふうに人事評価というのは捉えております。また、民間の私の経験のことをお話しすれば、アイデアを提出して大変褒められて金一封をいただいたことがございますが、町では町長賞などという、金一封、出すということではできませんが、何らかの形でやっぱり努力したり成果が上がった人に対する正当な評価というようなことが大切だと思います。先ほど申し述べた4点について、総務課長、お願いします。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

人事評価ですが、職員の業績と能力を評価して給与昇進、人材育成、人事異動などの人事管理の基礎として活用される仕組みでございますが、ゆえに公平で透明性のある制度であります。人事、環境変化等に対応していくために、必要であれば評価そのものの改善も行っております。

また、職員の5階級の振り分け、未執行であります。柳津町には規則、もちろんございます。これは5段階に分かれていて、議員おただしの昇級、昇進ですね、その基準ということで活字化されております。この5段階の振り分けなんですけれども、まだ未執行であります。課単位、町長単位で定期に実施される評価によって職員の働きぶりを客観的に把握しています。組織の活性化や職員のやる気の向上につなげていけることを期待して、これからも取り組んでまいります。

以上です。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

やはり公平で公正で評価される側も納得できる、そういう評価制度というものを早期に確立すべきでありましょうし、先ほど昇級や昇進に対する明確な基準は文字にできてるというようなことですが、そういったことも職員にも十分周知させていただいて、やはり納得できる、あるいは、やりがいを感じるような、そういう評価制度であればなど。ますますこれからも見直すべき点を見直し、進めていっていただきたいというふうに思います。

最後の質問にもなりますが、町職員の働きやすい環境づくりは、今まで述べたように、テレワークの導入やフレックスタイム制など、個々のライフスタイルに応じた働き方を実現すること、いろいろなツールを有効利用することによる作業の効率化を図り、長時間労働を是正する、そして、職場の人間関係や組織文化の改善が大切になってきます。そこで、人間関係というところで、ハラスメント防止対策の徹底ということが上げられます。近隣町村では議員によるハラスメントがあったということで、ハラスメント防止条約が制定されたところもあります。私自身も十分注意しなければならないと肝に銘じているところであります。

そこで、先ほど答弁にありましたが、ハラスメントの防止のための相談窓口が開設されているということですが、そこで質問しますが、その相談は匿名でも応じてもらえるのか。また、担当者について、名前まで伺おうとは思いませんが、専門的な知識を持っている

方が担当者になっているのか。あるいは、そういう相談員の講習会などを受講し専門的な知識を習得しているのかどうか。もう1点ですが、通報者や相談者が不利益を受けないよう情報管理が徹底されているのか、伺います。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えをいたします。

専門的な担当者というふうにおたただきましたけれども、これについては、あくまで町の要綱ということで行っている内容での答弁をさせていただきます。

総務課長が対象の措置を講じます。そこにはプライバシーの保護に努める義務が生じます。相談者が相談苦情を行ったことにより不利益を被ることは絶対にあってはならないと思います。情報管理は、特定のもののみ厳重に情報を管理いたします。

以上です。

○議長

6番、岩渕清幸君。

○6番

情報管理はまず一番大事なことだと思いますので、最近、いろいろなところで話題になっているある県の情報漏えい部分もあると思いますので、しっかりとした情報管理は徹底していただきたいと思います。

質問を終わりますが、役場内において、私の質問をきっかけにですよ、働き方改革の機運が高まったり、あるいは、活気ある職場になってくれるというようなことがあれば大変うれしいなと期待しておりますので、これにて質問を終わります。

○議長

これをもって、岩渕清幸君の質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長

ここで暫時休議いたします。

再開を14時5分といたします。（午後1時56分）

○議長

議事を再開いたします。（午後2時10分）



○議長

次に、松村 亮君の登壇を許します。

10番、松村 亮君。

○10番（登壇）

さきの通告のとおり、2点について質問いたします。

1、子育て支援について。

令和3年度から始まり好評だった柳津町高等学校等就学給付金支給事業が令和6年度で終了しました。4月9日、唐突に町のホームページに掲載された文章をご覧になった対象生徒を持つ保護者から寝耳に水、落胆や失望のお声をいただきました。

担当課及び財政部局でどのような議論がなされ、事業終了という極端な結論に至ったのか伺います。

2、公共施設について。

柳津町会津柳津駅舎情報発信交流施設について質問いたします。リニューアルオープンから1年がたちましたが、昨年度の管理運営に関する成果や反省点を交えた所感を伺います。また、現在、指定管理者制度を採用しておりませんが、その理由と今後の方向性について伺います。

○議長

それでは、子育て支援について答弁を求めます。

教育長。

○教育長（登壇）

10番、松村 亮議員のご質問にお答えいたします。

柳津町高等学校等就学給付金支援事業につきましては、行き届いていなかった高校生世代への子育て支援を目的に令和3年度より開始した事業であります。支給内容は年度に1回、生徒1人につき3か年を限度として1人当たり年に5万円を支給するものでした。これまで令和3年度は64世帯76名、令和4年度は60世帯71名、令和5年度は64世帯70名、令和6年度は59世帯68名に対しそれぞれ支給を行ってまいりました。

こうした中、国において、家庭等における生活の安定及び次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、令和6年10月から児童手当の支給対象が高校生世代までに拡充され、支給額の増額、所得制限の撤廃など制度の充実が図られました。さらに、多様で質

の高い教育の実現と子育て世帯への支援を強化することを目的に、高等学校等就学支援金制度により高校授業料の無償化が実施されることになり、公立高校は今年度から所得制限を撤廃した上で完全無償化、私立高校は来年度から所得制限を撤廃した上で支援額が拡充される予定となっております。

このような国からの非常に手厚い支援が行われることになりましたので、財政担当と協議の結果、町からの支援を終了することといたしました。教育委員会としましては、早期に着手したい学校等の教育施設の改修等を財政状況を踏まえて優先度の高い事業から年次計画で進めている現状ですので、このような判断に至りました。

以上です。

○議長

引き続き、公共施設について、答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

引き続き、10番、松村 亮議員のご質問にお答えいたします。

公共施設につきましては、柳津町会津柳津駅舎情報発信交流施設「あいべこ」は、今年の4月でオープン1年を迎え、約3万人の方に足を運んでいただきました。無人駅の利活用に係る先進事例として注目を集めるとともに、併設された柳津町発祥の赤べこの工房や地元の方々が立ち上げた団体で運営するカフェも非常に人気が高く、マスコミ等でも多く取り上げていただきました。また、駅舎の運営管理等を担当する地域おこし協力隊を配置し、様々な情報発信や観光案内を行ってきたところであります。

施設の管理運営については、施設管理を行う町、観光案内業務を町から受託した観光協会、カフェスペース運営事業者、赤べこ工房運営事業者の4者が主な運営者として関わり、オープン初年度ということもあり、毎月定例のミーティングを行い意見交換や情報共有を図ってまいりました。ミーティングでは様々な問題提起もございましたが、情報共有をすることにより一定の理解の下で運営をすることができたと考えております。

次に、指定管理者制度の採用につきましては、オープン当初は赤べこ工房、カフェ、観光案内等、それぞれの事業者がそれぞれの部門を運営するということもあり、一括した管理運営が難しいのではないかという判断で、指定管理者制度ではなく各スペースの貸出しという形で運営してまいりました。また、駅舎ということもあり、非常に公共性が高く安全管理にも細心の注意が必要であり、施設設置者の町が一定の責任を持って運営する必要があると判

断したというのも要因の1つであります。

今後の方向性につきましては、施設利用者にとって利用しやすく充実し喜んでいただける施設となるよう、運営に当たる事業者とも相談をしながら、指定管理者制度の導入も含め協議をしてみたいと考えております。

○議長

これより再質問を許します。

10番、松村 亮君。

○10番

まず、教育関連のほうから再質問に早速入りたいと思います。

児童手当の拡充及び高校授業料の無償化というのが事業終了の一因であるというようなお考えは分かったというところですが、物価高騰や燃料高等による家計圧迫というような現在の社会情勢を考えた場合に、一方の理由だけで結論づけることは極端であるし危険だなど考えておりますが、その点について再度お伺いいたします。

○議長

じゃあ、答弁を求めます。

町長。

○町長

世界情勢がとても不安定でありますし、また、地球温暖化による気候変動などもあって、あらゆるものが高騰し、私たちの生活に大きな影響を与えかなり家計を圧迫していることは事実と承知しているところであります。物価高騰については、商品券の発行等で今、対応しているところでもあります。

このような中、国が子育てに対して支援の充実を図ったことは、終了の判断の1つの大きな要因であり、町の予算編成に当たり優先度を判断し、教育施設の改修等に必要な費用を確保したことが背景にありましたので、決して一方の理由だけで判断したというふうには考えていないところであります。

○議長

10番、松村 亮君。

○10番

一方の理由で判断したわけではないというところでして、これは考え方によるんでしょうけど、国が子育てについてベースを引き上げてくれたというか、手厚くやってくれたところ

に対して、町というものが順張りしていくのか、逆張りしていくのかっていうターニングポイントだと思ってます。

物価高騰とか燃料高については、商品券の対応云々っていうことであつたと思いますけれども、そもそもこれって就学、通学手当の補助というか、ようなのをやってるので、世帯の結果的には満たしてるところも出てくるんでしょうけど、町の商品券で通学定期は買えないわけであつて、ちょっとそこ、混在されると困っちゃうなっていうところがあるんですね。

次の質問なんですけど、答弁の中に「行き届いていなかった高校生世代への子育て支援」とありましたが、初歩的のところなんですけど、誰が誰に対して行き届いていなかったと思っているのか伺います。

○議長

教育課長。

○教育課長

それでは、質問にお答えいたします。

教育委員会では、所管する義務教育段階の小中学校、小中学児童生徒に対して通学経費の助成、また、学校給食費の無償化などの支援を行って現在に至っております。高校等に進学する生徒に対しては、町の奨学金制度がございますが、ほか国の低所得世帯を対象とする高等学校就学支援金制度以外に幅広い層へ国・県からの支援が行われておりませんでした。国や高校を管轄する県からの支援が行き届いていないと考えまして、町としての支援を開始したところであります。

なお、誰が誰に対してとの質問に関しましては、国・県・町も含め行政から生徒の保護者に対する支援ということで意味しております。

以上です。

○議長

10番、松村 亮君。

○10番

ここで想定してた答えっていうのは、柳津町が柳津町の高校生もしくはそれをお持ちになる保護者に対して実施してる事業だという認識を私は持っています。すごく真面目に国だ、県だということでお答えいただきましたけども、そういうふうに思っていますよということ。

ちなみに、終了した事業の財源について、いま一度伺いをします。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

町の単独事業になります。

○議長

10番、松村 亮君。

○10番

町の単独事業。想定どおりですよというところであります。

町として高校生に対して支援が行き届いてないものに関して支援をしたという状況、この状況に関しては、国が授業料の補助というか、免除というか、出したり、児童手当を拡充するのはまたちょっと別次元だと思ってるんですよね。それを出したって別に、そもそも行き届いてなかった部分に関しては変わってないと思っいて。なお、財源のところでも、町の単独事業、単独費用でやってるということからも、国云々の話はよく分かりますけれども、町独自の施策なんだから、理由を混在するのってちょっとおかしいんじゃないかなって私は思っています。この件についてもう一度、教育長あたりにお伺いしたいんですけど、私は、今の国の動向いかににかかわらず、町は町の高齢生に対して必要だと思って始めたことを国のいかにやめることについておかしいと思うんですけど、その点についてはいかが思いますか。

○議長

教育長。

○教育長

始めるときに高校生に対する支援が何もないんじゃないかっては、こんなこと言うともたまずいかもしれませんが、かなり財政状況厳しい中でも、高校生に何か町として今できることはないかということで始めましたが、その始めた段階で国として改めてしっかり高校生に支援していきましょうという動きになりましたので、それであれば町のほうの様々な予算をまた別な使い方したいなということで今回、高校生への支援は、町の支援の倍以上、国から今回支給されるというようなことでもありますので、やめることにしてしまいました。

以上です。

○議長

10番、松村 亮君。

○10番

少し目先を変えたいというところもあるんですけど、第6次柳津町振興計画から考えたこの事業の廃止っていうところなんですけど、私が手元に持ってる第6次柳津町振興計画の実施計画書、3年間の。6年、7年、8年というものがここに記載されているわけなんですけども、この中には確かに高等学校等就学給付金支給事業、これが記載されてるんですよ。予算の数字も入れられてる。で、今、令和7年度ですよ。町の最上位計画にはきちんと記載があるものなのに、やめるという判断が私は極端だなと思ってるんですね。この部分の整合性について伺いたいんですけど、と同時に、さっきからやめて何なんだっていう話に聞こえるかもしれないですけど、継続、もしくは額の減額とか縮小で段階的なそういった措置を講じること十分に可能だった状況だと思うんですけども、ここら辺はきちんと踏まえた上で議論がなされ廃止されたのか。これについて伺います。

○議長

答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長

ただいまの質問にお答えいたします。

国の今回の少子化対策の抜本的強化として子育て支援の拡充が大幅に見直しされたことを受けまして、今後、国がこの制度に大きく関与していくという見通しを受けまして、これまで振興計画の実施計画に3か年で位置づけはしておりましたが、7年度からの3か年の実施計画については、そのような国の方針、見通しも踏まえまして、段階的な措置についての判断は不要ということで判断しております。

○議長

10番、松村 亮君。

○10番

明朗快活でいいのかなと思いました。

財政部局に次は伺いたいんですけども、過年度の税制改正大綱、こういったものには、今後、今しゃべってる世帯の対象、所得税及び住民税の控除の減額が並行して議論されております。ちまたの税制改正大綱の解説とかをいろんなところで目にするんですけど、例えば、所得税に関しては2026年、住民税の控除の減額に関しては27年に段階的に適用される見込みであると。その経過を踏まえれば、やはり現時点での事業終了というのは適切であったと言

い難いと思うんですが、財政部局としてのお考えはいかがでしょうか。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

このままでいったら税制大綱の見直しが進められて、国の試算ですと増税、減税が検討されていきますけれども、児童手当の拡充により全ての世帯で手取り額の増加が期待できる見通しでもあります。総合的に勘案するとこの機会が適切であったと判断しております。

以上です。

○議長

10番、松村 亮君。

○10番

財政部局としても適切であるというところであります。

児童手当の拡充は、月1万円だとして12万円ですよね。高校生の授業料の免除、年間ちょっと、不備があったら後で指摘していただきたいんですが、十二、三万とかいうぐらいだと思われま。

一方、今回、見込みとされている扶養控除の減額について言いますと、所得税でマイナス13万、住民税で21万、都合34万であります。こういうことがもう分かっている、このタイミングで議論することは適切だったかもしれないですけど、やはり先ほども、しつこいようですが、段階的な措置を取れたのにもかかわらず、ゼロから100っていうか、100からゼロっていうか。あまりにちょっと極端過ぎて、なおかつ、ホームページにそれをぴろっと一文載せてるというようなところであれば、ちょっとやっぱりいかなものかなというふうに思わざるを得ないというところであります。

ちなみに、お金の話をしますから数字の部分でお話ししたいですが、令和7年度の一般会計当初予算額に対し、なくなったこの事業については1%にも満たないという額であります。大体350万からちょんちょんだと思いますけれども。そう考えたときに、財政に与える影響は極めて軽微であるというふうな考えを持っております。もし仮にこれについて厳しい財政状況も勘案してっていうことをおっしゃるのであれば、もっとほかに財政としてメスを入れなければいけない分野があるのではないかというふうに考えておりますが、この件について財政部局の見解をお伺いします。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えをいたします。

令和7年度当初予算につきましては、予算編成が例年以上に非常に困難を極めました。子育て支援に限らずです。各分野において厳しい査定を行いました。

以上です。

○議長

10番、松村 亮君。

○10番

どこかのタイミングで言わなければいけないということなんですけど、今回、教育課長にしても、総務課長にしても、昨年度これが終了したときの担当の課長ではないってところが、ちょっと難しさを与えてる質問であります。それは関係あるとか関係ないはいいんですけど。

次ですよ。そもそも、本当に再三、しつこいんですけど、段階的な措置が取れるにもかかわらず極端な措置になった根底にあるのは、私は町当局の事務事業の見直していうものが円滑に進んでいない、もしくは、きちんと行われていないことに起因しているのではないかと、いうふうに考えています。事業の継続や改廃など、どのような基準で行っているのか。毎回、予算査定の際に場当たりの事業が要る、要らない、事業の事業費の増額、据置き、減額、あるいはゼロ査定、こういったものをやっているのであれば、自治体の皆さんがよく連呼する持続可能自治体運営には程遠いというような見解を持っておりますが、その点について町当局のお考えを伺います。

○議長

では、総務課長。

○総務課長

お答えをいたします。

当初予算につきましては、重点施策を踏まえての予算編成を基本としております。しかし、財政状況が厳しく、全てにおいて予算の増額、据置きが困難な状況にあります。そこで、その年度に必ず実施しなければならない事業なのか、財源確保が可能か、ほかに代替となる事業はないかなど、担当課と協議を繰り返した上で査定を行っております。

以上です。

○議長

10番、松村 亮君。

○10番

困難を極めるんですよね、予算査定とか予算編成ってやつは。そこら辺はちょっと分かるところもあるし、分かんないところもあるんですけど。

少し別な話も触れておきたいんですが、答弁の中に今回の事業終了、そしてその後、教育委員会としては早期に着手したい学校等の教育施設の改修等などありましたけれども、これは具体的に何でしょうか。また、対象児童の減少が顕著な中、今までどおり施設にお金をかける前にもっと先に議論し道筋をつけなければいけないことがあるのではないですかという事をお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長

教育課長。

○教育課長

それでは、お答えいたします。

学校等教育施設の改修等という部分でございますが、教育委員会が所管する小中学校をはじめとして公民館、運動公園施設、また、美術館などの施設を対象としております。例えば、小中学校においてはこれまでエアコンの設置、普通教室から計画的に進めておりましたが、まだ設置していない会議室がございましたり、また、経年劣化が進んでおります暖房機の更新、外壁の改修、また、運動公園施設設備においては、テニスコート、グラウンドの照明の更新というものもございます。あと、プールの各設備類ということで多岐にわたっております。利用される皆さんなどから施設改修の要望が上がっておりますが、財政状況を踏まえて優先度の高い事業から年次計画を立てて実施している状況でございます。

なお、議員おただしのとおり、全ての施設設備の改修等に今後予算をかけるのではなく、急激に進んでいる少子化、高齢化等の現状を踏まえまして今後の在り方を検討していかなければいけない様々な課題があるものと思っておりますので、今後、町の総合教育会議、また、教育委員会の定例会、学校運営協議会など様々な機会によりよい教育環境を整備するために関係者、関係機関と協議していかなければいけないと考えております。

以上です。

○議長

10番、松村 亮君。

○10番

各種更新が主かなというようなところで聞いてましたけど、以前、予算委員会でもちょっとお話ししたことがあるような気がします、予算委員会ないしは決算委員会ですね。町役場つつうのは施設の管理屋だけじゃないと思ってまして、教育振興、あるいは、商工でいえば商業振興、こういった部分にももう少し力を入れて予算を割いていただきたいなというのは常々思い言及しているところであります。例えば、柳津町はICTの教育の設備に関しては、すごく先んじて取り組まれたということで承知しております。これから先は、そういうのを使いこなしたりできるようにするための、現在ICT支援員なんかを配置されてますけれども、そういう人材育成のためにお金を使うとか、人のためにお金を使って施設は程々というか、そういう考えもなければいけないだろうし。遅かれ早かれ、お隣の町も子供が少なくなってきた、柳津町も地区によって子供が少なくなってきた、じゃあ、統合しなきゃいけない局面が出てくるよねと。そういうことも議論しなければいけないだろうし。申し訳ないですけど、350万の事業費を即座に削ってまで優先しなきゃいけない事案って何だろうなってすごく疑問です。すごく疑問。なので、さっき言いましたけど、もっと先に議論して道筋つけなければ、公共施設の再編も同じですよ。同じ。そこにメス、入れれば、350万、子供たちのために捻出できるんだから、間違いなく。そういうところをきちっとやっぱり所定の長いスパンの計画の中でしっかり見据えた中で議論して今回のこれに至るんであれば十分理解は、分かりますけれども、ある日突然って感じがもう否めないですよ。どこまで議論したかなっていうの、すごく疑問なんです。

次、子育てしやすい柳津町を推進するのであれば、子育て世帯への支援の拡充、そして、効果を最大化するためにはシームレス、例えば、保育所、小学校、中学校、高校、できれば専門学校とか大学ぐらいまで、柳津町で生まれ育った子が教育に携わっている中では何とかそういったことを支援してあげることで効果が最大化するのではないかと考えております。

また、町の将来像から考えた場合、「みらい創生」、みらい創生の最たる象徴は子供ではないのかなと思うんですが、やっтерることが逆行してるように思うんです。将来像と今回の件、どのようにつじつまが合うのかお伺いします。

○議長

答弁を求めます。

じゃあ、町長。

○町長

これまでの教育部局の説明の繰り返しになるところが多いんですけども、高校の3年間の支援がないということで高等学校等の就学給付金支援事業がそもそも始まったということは、何回も言っているところです。

しかし、今回、町の支援をはるかに上回る手厚い国からの支援制度ができたということなので、この支援が町からなのか、国からなのかの違いはありますけれども、柳津町の子育て支援において切れ目のない子育ての環境が維持できているという私は考えを持っております。

○議長

10番、松村 亮君。

○10番

それぞれ見解があるでしょうし、かみ合わないことも多々あると思いますが、私はすごくこれはおかしいと思っています。

この先、例えば、国が今回、高校授業料の無償化というのを始めましたけれども、これがもしですよ、ニュアンスとして義務教育みたいなニュアンスを今後含んでいくんだとすれば、義務教育を行われる場所に町として通学、行かせてあげるのもある意味では義務になってくるのではなからうかというところまで考えていたりします。私が生まれ育ったところであれば、3万円の自転車をお父さん、お母さんに買ってもらえれば、高校3年間、それで通学できるようなところで育ったんですけど、ここってどう考えても、高校に関して言えば、通学不利地域なんじゃないかなと思っていますから、もし仮にさっき言ったようなニュアンスを今後はらんでいくようであれば、通わせるために最善を尽くす、私は町は責務があるんじゃないかなと思っているんですよ。

そういったことを検討していくためにも、段階的にやればよかったのに、何で一発でぶちって切ったのかなっていうのが極めて謎なんです。ここの部分の最後にしますが、事業費的には350万ぐらいの話であって、期の途中に十分補正対応可能だと思っています。また、要綱を拝見すると、当該年度の9月30日までに申請することというようなことで、こういったところもそんなに難しくはないと。

あとは、今回のこの答弁、質疑の経過を踏まえて再度検討し多角的な視点から議論する必要性があって、結論も変わってくると思うんですけど、これまでの質疑を踏まえて再検討、事業の復活の余地があるのか、ないのか。これについて伺います。

○議長

どっちだ。財政。こっち。教育課。検討するかどうかだからね。

答弁を求めます。

教育長。

○教育長

今まで考えてはいなかったんですが。何度もお話ししてますが、高校生の全く支援がないというところで、じゃあ、町として何かできることはないかということで始めたんですが、これだけ国のほうから手厚い支援が始まりましたので、今年度検討する予定は私はなくていいんじゃないかというふうに思っています。

以上です。

○議長

町もそれでいいですか。はい。

ということで、10番、松村 亮君。

○10番

しつこいやつだなど思ってると思うんで。検討の余地はないということなので、今年度はこれ以上、議論しても仕方がないですが。どこもかしこも同じ条件で国がやってるわけだから、だったら別に子育てしやすい町とか特筆、特出しするようなほどでもないじゃないかって話だと思うんですね。順張りしたらさらに効果が出るかもしれないよって話を私はしているわけであって、十分充足できてますって、それだけの話じゃないような気がしてならないんですけど。取りあえず、今年の検討の余地はないということで明確に言っていただきましたので、これはこれでオーケーと思います。

次に、駅舎関連の件について再質問します。

質問に「反省点を交え」と書いたつもりだったんですが、その点について言及がありませんでした。まず最初に伺いたいんですが、特に反省点はないということよろしいのでしょうか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

反省点というところで、ないわけではなくて、駅舎の使用方法であったり、管理、あと設

備として不足しているもの等あったと感じております。また、利用者との協議調整や予算の都合等によりまして改善できたもの、できなかったものがあったというふうを感じております。

以上です。

○議長

10番、松村 亮君。

○10番

いろいろありますよということで、ようやく次に移れるんですが。

今後よりよい運営をしていく上では、当然のことながら、成果と同時に課題抽出及び改善が肝要であると考えております。答弁の中に「様々な問題提起」とあり、むしろこちらが大事だと思いますが、具体的にはどのような内容を指すのかお伺いをいたします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

主な内容ということで、施設利用につきましては、観光案内のスペース、物産販売スペースの配置の箇所、カフェ、飲食スペースを他の団体が使用する際の手順など、そういったものが挙げられるかと思っております。また、施設面ですと、看板の設置であったり、カフェ製氷機、冷凍庫の設置等の要望等が寄せられておりましたので、具体的にはそのような内容かというふうに認識しております。

以上です。

○議長

10番、松村 亮君。

○10番

次に用意していたのは、その問題提起ってやつを去年あたりどれぐらい対応できて、今年どのように対応していくかみたいなことを用意してたんですけど、少し課長が触れられたところもあるし、いいかなと思います。

次、条例についてであります。条例制定に際し利用料について、私は本議会、1年前の議会で、3月ですね、指摘をさせていただいたという経緯があります。算出根拠として類似施設の光熱費に対する面積案分を採用したと当時説明をいただいた記憶がありますが、1年経

過しこの点については、改めて疑問であり見直しが必要であると今も考えております。見直しの必要性のまずは有無についてお伺いをいたします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

見直しの必要の有無ということで、こちら1年がたったわけでございますけれども、1年間を通していく中で、やはりカフェスペースの中の休憩スペースについては当初、想定した以上に共有スペースの役割が大きいというふうには、1年間を通して感じてきたところであります。

また、日額、月額というような設定が異なる点についても、当初オープンの想定としましては、チャレンジショップのような使用についても考えているってというようなことで日額として設定したという経緯がございます。またあと、利用料についても、制定当時、観光案内所のほうの光熱水費等を参考に算出のほうをさせていただいた経緯がございましたが、ご質問のとおり、1年間を通した光熱水費等の維持管理費用がこれから把握可能となってまいりますので、改めて内容のほうは精査をしながら、使用料の試算をしていく必要性はあるものだというふうには認識はしております。

今ほど申しましたように、事業開始する前の考え方と1年間実施して乖離する部分はあったかとは思っております。また、今後においても、課題等はこれから先もいろいろ出てくるものなのかなっていうふうにも考えております。そうした溝を埋めてよりよい運用にしていけることが大変重要で必要なことと考えておりますけれども、条例でありますので、きちんとよく精査し十分協議しながら判断して条例の改正をしていくことが必要ではないかなというふうには思っております。ですので、今すぐというより、きちんと精査をしながら進めていく必要があるのかなっていうふうには考えております。

以上です。

○議長

10番、松村 亮君。

○10番

今後きちんと精査をして進めていく必要があると現場レベルでは思っているということでもあります。

誤解を恐れず言えば、施設利用者にとって利用しやすい、充実して喜んでいただける施設となるよう町が今後方向性を持っているのであれば、私は条例の改正による事務量は知り得ませんが、いいようにどんどん改正すればいいじゃんって思っています。そんなの無理だよって思うんでしょうけど。だから、最初に指摘をしたんだって話なんです。そういうことができにくいのから、安直にここに数字を載せたりしないほうがいいんじゃないですか。っていうところまで助け船を出したっていう経緯を忘れず、今後臨んでいただきたいなと思っています。

精査する時間ってというのが必要だということではありますが、町長、新しく始まった施設の取組ですから、私も課長が言うとおりにそれは思うんです。一定の期間を設けて直すところはその期間、出てきた課題を抽出して直す。駄目なことがあればそこで潔くやめるとか、そういうことが、全ての事業においてでありますけれども、必要だと思いますが、駅舎に関しては何年めどにそれをやったらいいと思ってますか。3年なのか、5年なのか、10年なのか。やっぱりその間にも駅舎を維持管理するお金ってというのは、当然のようにかかってくるわけであって、財政状況が厳しいと皆さんがおっしゃるのであれば、そんなに悠長なことも言ってもらえないと思うんですけども。町長としては、そこら辺、どのようにお考えでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

私としても改善すべきものがあれば改善をしていくと。これはやぶさかではない、むしろ積極的にやっていくべきだと思っています。

必要な期間ということですが、今、担当のほうでこれからちょっと精査をさせてくれという話ですから、ここで何年間ということは申し上げませんが、できれば早いほうがいいんだろうというところで話をさせていただきたいと思います。

○議長

10番、松村 亮君。

○10番

「石の上にも三年」みたいな話もありますし、民間の肌感覚でも1つのプロジェクト、やっぱり3年ぐらいいかなって思ってたります。歴まちとかとはちょっと性質が違いますから。出ていくお金の額も違うし。やっぱり3年なら3年ってしっかり決めた中で必ず見直しを

かけること自体は決めてもいいのかなというふうには思っておりますので、念頭に留めておいてください。

次ですが、観光案内業務の昨年・今年の委託料及び赤べこ工房に町が発注している金額について、差し障りがなければお伺いします。観光協会のほうは問題ないと思いますが。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

観光案内業務については、365日1日8時間に関わる人件費が主なものでありまして、昨年度は351万6,700円、令和7年度、今年度につきましては388万6,300円で契約のほうをさせていただいております。

また、赤べこ工房への発注額ってということで、町のほうから町全体として109万2,833円となっております。

以上です。

○議長

10番、松村 亮君。

○10番

何でこんな質問をしてるかっていうことなんですが、観光案内業務を委託している団体に対して、その部分に関してですけど、利用料も特になく物販を許可していること。今、起きてる現実を話してますからね。利用料もなく物販を許可していることが1つ。工房に対して年額の利用料、月2万6,000円ぐらいと承知しておりますが、その12か月、三十一、二万。利用料より多くの発注をしているということは、共に実質、利用料無料相当になってるかと思うんですけど、昨年度に関して言えば、私、皆様もご承知のとおり、カフェの運営事業者の1人でありました。利用するので当然、利用料を払うという立場にありましたけれども、昨年度に関して言えば、町の対応に公平性を欠く点が見られたらと思っておるんですが、その点についてお伺いをします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

柳津駅舎の物産の販売については、販売事業者と何度か行政財産の使用料であったりとか、売上げの何%とか、協議をさせていただいたところではございますが、お互いに納得のいく内容で合意することができず、今日に至っているというようなことでございます。この辺はなかなか進まなかったということで、私も大変申し訳ないなというふうには思っているところではあります。なお、こちらについては、今後も引き続き協議のほうは重ねていきたいと考えております。

次に、赤べこ工場の利用料については、条例に基づきまして適正に収入のほうはしております。また、発注については、それぞれの事業において必要とするものを発注のほうをしているものでありますので、使用料と発注金額については、それぞれ別のものでいうふうにご覧いただけます。

以上です。

○議長

10番、松村 亮君。

○10番

それぞれ別ということでもありますから、それ以上深掘りはしませんが、実質そうなりますよという事実を皆さんはご存じないでしょうから、こういう場できちんとノートに書き記していただきたいなと思い、質問をさせていただきました。

次の質問であります。現在、カフェ事業者の平日営業について減免措置がなされているようであります。これはさきに行われた全員協議会にもご質問をさせていただいたかと思いますが、この経緯と減免に至った理由について、改めて伺います。そもそも減免措置のこれは対象事案となり得るのか。また、観光物産協会がカフェを運営していますが、観光物産協会が飲食業、もしくはカフェ業務を行っているというのは、平日も休日も一緒の出来事だと思うんですけど、なぜ平日だけ減免措置で、じゃあ休日は違うのかとか、こちら辺に差異があると思うんですけど、それって適正なんでしょうかという点についてお伺いをします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

カフェの平日の営業については、昨年度から度々地域の方であったり、駅舎利用者から要望が寄せられておりました。今年度、新たにカフェ運営事業者を募集したところ、現在、運

営のほうをしている1事業者のみの応募であり、応募の際に平日営業の減免の要望がございました。地域の方や駅舎利用者からの要望や、町といたしましても今年プレDC、来年DC本番などもありまして平日の営業、年間を通しての営業というところを希望しておりましたので、公共施設として公益上、減免措置が認められる案件ということで減免の決定のほうをさせていただいたところでもあります。また、昨年度の駅舎来場者数の統計を見ましても、土曜、日曜、祝祭日に比べますと、平日の来場者は少なく、経営上、厳しいものというような考えも平日の減免というような内容になるかと思えます。

以上です。

○議長

10番、松村 亮君。

○10番

2点、ちょっと突っ込みを入れたいところであります。まず、平日の営業がちょっと厳しいだろうっていうのは、減免の対象には関係ないと思います。そもそもカフェ事業が、公益性があるかないかって言われれば、一般論で言えば恐らく公益性なんかないと思うんですよね。普通に収益事業なわけですから。ただ、1つはプレDC、そしてDCで町としてもまたお客様をおもてなしたい、受け入れたいというような町の意向があるので公益性というところで減免措置を講じていますということであれば、一定の理解を示すものでありますが、であれば、プレDCとDCが終わったら平日の減免という措置は解かれるのでしょうか。この点についても伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

こちらにつきましては、今現在、1年間ということで公募のほうをさせていただいて実施運営しているような状況でございますので、今年度についてはこういった要望等もございました。また、次年度につきましても、公募のほうをさせていただいて運営のほうはしていくような形になろうと思います。その際、きちんと募集をかけて申込みをされた方、そちらきちんとこちらで採用のほうをさせていただいて、その際にきちんと協議のほうはしていきたいと思えます。

以上です。

○議長

10番、松村 亮君。

○10番

これはちょっと適正じゃないよなってやっぱり思うんですよね。一応、条例見ると、この間も、聞いてる方もいらっしゃるんで、またしつこいんですけど、減免措置に関しては、「町長又は指定管理者が公益上必要があると認められるとき、その他、町長が特別の理由があると認めるときは利用料金を減免することができる」という記述がある以上は、さっき公益的な理由がプレDCもしくはDCっていう話であれば、2年後はだってもうDCは終わってんだから、やりませんっていう明快な回答があってしかなるべきなんじゃないかなと思ってらるんですけど。いろいろ難しいんですかね。

まず、駅舎について、もう1回、確認をするために質問したいんですけど、無人駅だったところを有人にするっていうのはよく分かってるんですけど、赤べこ工房だって観光物産協会だって毎日のようにいるし、赤べこ工房が休みの日だって観光協会はあるわけですから、何もカフェを平日ずっと開けてなくてもいいような気はしてるんですけど。それでも開けてもらいたいっていうのは町のエゴなんだから、町が職員出して対応すればってさえ、暴論ですら思うんですけどね。そんなことは無理なんですけど。そういうふうにいるし、事業者がね、もしやりたいっていうのであれば、純然たる収益事業なんだからやっぱり減免措置は適当でないっていう、堂々巡りになっちゃうんですけど。課長、平日、開けていきたい、有人にしたいっていうのは、いつのどなたの見解がいまだに引き継がれているのか。もし記憶があれば伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

カフェの平日営業については、先ほどの答弁でも申し上げましたが、地域の方、駅舎利用者からの要望というふうに認識のほう、してございます。また、地域の関わり合いということでも、高齢者の施設の皆さんがあそこでコーヒーを飲んだりとか、そういったことも昨年度は、あそこを起点に町なかを歩いたとか、そういったものも記憶してございます。ですので、平日営業については、地域の方であったり、駅舎利用者からの要望というふうに認識のほうはしております。

以上です。

○議長

10番、松村 亮君。

○10番

本件に関する次の質問は、交流施設としての効果を最大化するのであれば、曖昧もしくは脆弱なルールで幾ばくかの利用料を徴収するよりも、利用料そのものの概念をなくし、よりオープンな形で人もアイデアも集まるプラットフォーム的なものにしていけばいいのではないかなど、前向きな考えも持ち合わせているんですが、その点についてお考えを伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

そうした考えもあるかと思えます。今後の駅舎の運営について今後、検討していく際の1つのご意見といたしまして承っておきたいと思えます。

以上です。

○議長

10番、松村 亮君。

○10番

承っていただいたということで、次に進みます。

次は、この施設は地域との関わり、関連性がまだまだ薄いと感じております。昨年度の地域との関わりを誘発するような実施事項やその考察、今年度取組、今後どのように地域と結びついた施設にしていくのか、それは実施事項にどのように反映されているのか、伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

昨年度事業の町の取組といたしまして、あいづやないづモダン駅フェス、まちなか周遊スタンプラリー等を実施のほう、させていただきました。一番の課題は、道の駅会津やないづや奥会津ビジターセンター、町なかや圓藏寺周辺、そして、会津柳津駅への人流の誘導かと思っております。観光客の滞在時間を延ばすことにより、効果的に経済効果が得られるもの

と考えております。昨年度は一定の効果は上げることができたと思っております。今年度も、内容を再考しながら引き続き取り組んではいきたいと考えております。

地域との関連性という部分では、地域や観光関係者を巻き込んだ取組により地域全体が盛り上がっていければよいと思っております。関係団体や事業者の皆様と協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。また、駅舎内においても、町内事業者の商品を中心に販売紹介もしておりますので、ふるさと製品のPRにもつながっているものと考えております。

以上でございます。

○議長

10番、松村 亮君。

○10番

これまでの反省をいろいろ生かしていただいて、昨年度、スタンプラリー、実施しましたけれども、景品が赤べこであったり、カフェもしくは観光案内所で使える500円券みたいな取組がありました。私は、定例会のミーティングでそのとき申し上げましたが、もっと道の駅であるとか、下の商店街で使えるような取組を混ぜてくれれば、別に我々のところに下駄履かしてくんなくていいよって、そこまで言ったんですよね。だから、本当はそういうのを真摯に聞いていけば、今年取組の中にそういうのが入ってきているんだろうと思ってるので、それはちょっと楽しみに見させていただきたいなと思っております。

次に、施設管理について伺いますが、亀裂が入ったままの箇所や今後カフェスペースで足りなかった製氷機や冷凍庫の対応、施設に隣接する駐車スペースの輪止め等々、いろいろ課題があったと思うし、それを提言してきたと思いますが、その点の対応については今後どのようにしていくのかお伺いをいたします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

これまでもご指摘をいただいていた箇所となりますが、駅舎待合室の床の亀裂については、現在、施工業者と施工方法について協議のほうはさせていただいているところでございます。

また、カフェスペースの製氷機、冷凍庫につきましては、前年度予算の残予算がございましたので、そちらを利用させていただき、対応のほうをさせていただいたところでございます。駐車スペースの車止め等については、今年度の予算計上が難しかったため、予算執行状

況等のそういったところを見ながら対応するような形で考えてございます。

以上です。

○議長

10番、松村 亮君。

○10番

製氷機、冷凍庫みたいなところはかねがね申し上げてきたところで、次の事業者のために新しい物がちゃんと入ったのであればよかったなと思います。

次の質問につながってきますけど、亀裂が入ったところの箇所とかっていうのは、安全管理の部分からも、3年間様子見てどうのこうのとかっていうことでもないような気はしてるので、そこについては、やっぱり継続的に注視しながら取り組めるタイミングでしっかり取り組んでいくと。これは同僚議員からも指摘が幾度となくあったように思っておりますので、ここはやっぱり忘れずやっていただきたいなと思っています。

次の質問ですが、指定管理者制度採用の是非については、答弁で「安全管理に細心の注意が必要であり」とありましたが、それは道の駅や町民センターも一緒であると思っています。それでいて、駅舎のように町直営ということと振興公社にお願いしている指定者管理の違いがあるのが、ちょっと個人的には理解し難いなと思っています。

また、本施設の条例には指定者管理制度を見据えた条文があることから、遅かれ早かれ、長きにわたって携わってきた職員も異動することになることを踏まえれば、いつまでも役場が直接管理をすることは現実的ではないと思っておりますので、移行期間を定めるなりして早期に方針を決定し本施設の道筋をつける必要性があると感じておりますが、お考えを伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

会津柳津駅舎については、鉄道施設に付随する施設であり、鉄道を運行するJR東日本との調整事項等も当然でございます。明確な時期というのはお示しできませんが、町長答弁にもありましたとおり、施設利用者にとって利用しやすく充実し喜んでいただける施設となるよう、運営に当たる事業者とも相談・協議をしながら、指定管理者制度の導入も含め協議してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長

10番、松村 亮君。

○10番

現場の課長ができる精いっぱい回答なのかもしれませんが、聞いたことの答えにはなっていないだろうというふうにお気づきの方もいらっしゃると思います。移行期間を定めるなりして早期に方針を決定し道筋をつける必要があるのではないかと言うんですが、どう考えてますかって聞いてるんだから、道筋をつける必要がないと思ってるなら、ないって言えばいいでしょうし、あるならやっぱりあるって言えばいいし、そのどちらでもない、最初の答弁に書いてあることを復唱した答えというのが、ちょっと申し訳ないですが、解せないですね。まあ、いいです。

次ですが、公共施設を造るときは景気のいい話ばかりですが、蓋を開けてみれば誰がやるか問題、財源などが結局のところ毎回懸案事項であります。持続可能な運営体制には程遠いと考えておりますが、答弁にもありました定期ミーティングなども私、出席をしておりましたが、実際のところは単なる報告会でしかなく、駅舎施設をこの先どういうふうによくしていこうとか、そういった運営に対しての議論をしてるとは到底言い難いという状況でありました。

そもそも事業計画というのは、これまで列挙してきた点、その他もろもろをしっかりと見据えて立てるのが常であり、まず、町の大きな反省点として、ルールが未完成なままスタートしているという。これはしょうがないんですよ。しょうがないんです、新しいことをやるんで。ただ、そのルールが未完成なままスタートしてるという認識が欠如しているんじゃないかなと思う点。そして、一つ一つ未完成を改善してよりよいものにしていこうという熱意ってどうか、意識に対する実効性が低いように感じています。総じて、事業計画、実施体制の脆弱性や属人性が挙げられると考えておりますが、これらに対する受け止め、解消するための具体策についてお伺いをいたします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

まずは、しっかりと運営事業者のお話を聞いたり、そういった中で問題点の洗い出しをし

っかりと行っていく。具体的に、関係者や町民の意見を取り入れる場を設けたりし、そうした中で一つ一つ改善しながらよりよいものにしていくために、先ほどもありましたが、必要であれば条例や規則の改正等、そういったところについても見直しを図ってまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長

10番、松村 亮君。

○10番

最後にしますけど、先ほどの同僚議員の一般質問の際に、これは職員同士の場合のお話をされておったと思いますが、意見を真摯に受け止めるみたいなことを町長がおっしゃっていたと思います。駅舎に関して言えば、私、長年の町の協力者でありまして、昨年1年度に関しても身銭、そして時間、そして、信頼を使って町の振興のためにやってきた者の一人として、話をきちんと聞いていただいて次に生かそうとしてくれないと、ちょっと私が去年1年間、みんなと共に人柱になった意味がないんですよ。

いや、笑ってるけど、やってないじゃないですか、実際、自分は。そういう、こういうことなんです。真摯に受け止め、1年間しっかり頑張ってきたのに、その人がちょっと何か思ってることと違ったら、笑って何か鼻でふってやるみたいなね。これのどこが真摯なんだって話なんです。そんなことだったら、みんな町に協力なんかしてくれないと思いますよ。皆さんってそれぞれの意見があって、我々が全部正しいと思ってないし。でも、町に言っておきたいですけど、町がやってること、全部正しいわけじゃないんですよ。だから、議会だって存在してるわけですよ。議員っていうものが存在するんですよ。都度、指摘をしたり、監視をしたりして。それを今のように鼻で笑うようなね、ということであれば、今後一切一般質問とかもしたくないけど、まあ、しますけどね。

やっぱり条例の改正の必要性があればって課長、おっしゃってましたけど、改正の必要はそのうちやっぱり出てくるんですよ。出てくるし、まず、ちゃんと確認したいんですけど、施設を譲り受けたのも、それを改修したのも、条例を設置したのも、全部町じゃないですか。だから、条例の改正にどれだけ労力がかろうが、それは町の責務ですよ。これは今後、今やってくれという話をしてるんじゃないかと、今後やっぱり出てきたときにきちんと速やかに対応するというお約束を取って、質問を終わりたいと思います。

○議長

これは誰だ。今後のことで。じゃあ、町長、答弁いただけますか。

では、答弁を求めます。

町長。

○町長

この駅舎でありますけれども、ちょうど1年とちょっとが今過ぎたということでもあります。そこで今、一般質問の中で議員からのご指摘をいただいて、改善点、あるいは、課題等について話を聞かせていただきました。私も、新しいことを始めるときには、全て整えて出発したいという思いはありますけれども、そんなことをやってたらいつ出発できるか分からないということで、取りあえず出発して歩きながら、走りながら考え、そして、変えていこうという思いで私はいいかと思います。そんな中での指摘ですから、議員の今回ご指摘をいただいた内容、そして、それは駅関係者、あるいは観光商工関係者の皆さんにもいろんなご意見、あるかと思えます。全く一緒だとは思いませんので、いろんなご意見を聞きながら、どれが本当に町民のためになるのか、町のためになるのかということを考えながら、判断をした上で、進められるものはスピード感を持って進めていきたいと、そんなふうに思っております。（「終わります」の声あり）

○議長

これをもって、松村 亮君の質問を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長

長くなりましたので、暫時休議いたします。

再開を、取ってなかったんで、25分にします。（午後3時17分）

○議長

議事を再開いたします。（午後3時25分）

◇ ◇ ◇

○議長

次に、渡邊俊典君の登壇を許します。

2番、渡邊俊典君。

○2番（登壇）

まず、1番、林業についてお伺いします。

柳津町は森林に囲まれておりますが、輸入材に押され国産材の需要減少により山林への関

心がなくなっているのが現状でございます。このことは、日本全国にも言えますが、柳津町においても顕著に見受けられます。

町におかれましては、規模がまとまった地域の間伐等を年次計画の下、行っておられることは存じ上げておりますが、ほとんど山林におきましては、倒木してもそのままの場合や杉においては間伐や枝打ちなど手入れもなく、単価が安い上に良い材質の物がないために、なお販売できないという悪循環に陥っております。さらには、利益が出ないため、林業に携わる事業者もほとんど町におられないのが現状で見られます。

町としても、林業に関わる方々を募集されておられるようですが、今のやり方ばかりでなく、町が発注している間伐の事業を、町の事業団体を起業させるため、当面の間、町が主体となり育て上げるなどの思い切った政策が必要な時期ではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

林業に携わる事業者が町におられない事態が生じた場合、災害で倒木した木材の処理や、近年多く聞こえてきますのが、杉などが育ち建物や道路、隣地への倒木が心配だがどこに頼めばいいのか分からないとの事案や少ない町の事業者の方々も事案が多く対応がなかなかできない場合があるとの声も聞こえます。

林業に関しては、全国の一部の町村では町が主体や協力の下、事業として成り立っておられる例もあることを見聞きしております。町として、豊富な森林を活用し町民の収益増や山を守るとかの構想はお持ちなのかお伺いします。また、山林に関しまして町も関わっておりました公社造林に対する町の現状認識をお伺いします。

2つ目、農業について。

町の基幹産業である農業についてお伺いいたします。近年、町の農業従事者の高齢化が進んでいるとの認識を持っていますが、今後町の農業をどのようにして守っていこうとされているのかお伺いします。

町のふるさと納税に対する返礼品の米に関しても、私といたしましては、町全体の農産物の底上げというよりは一部の思いつきで内容を決めているとしか感じられません。

今後、後継者や農業の活性化も含め、町全体で何らかの起爆剤となるような政策が必要な時期ではないかと思われまます。町として将来の農業像や農業人口の推移について、どのようなお考えをお持ちなのかお伺いいたします。

最後に、山林と農地を荒れさせた状態では、町として景観がいいと言われる柳津町の観光資源の価値の低下、ひいては町の衰退につながっていくのではないかと危惧を持っており

ます。町長のまちづくりに対するお考えをお伺いいたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

2番、渡邊俊典議員のご質問にお答えいたします。

林業につきましては、ご指摘のように様々な課題があることを承知しており、令和6年度に策定いたしました柳津町森林利活用ビジョンにも明記しております。とりわけ林業を担う伐採事業者の後継者育成は急務であり、森林利活用ビジョンにおいては、地域おこし協力隊等の制度を活用していくこととしており、現在1名の地域おこし協力隊員が伐採技術の習得に当たっております。卒隊後は町内の伐採事業者の後継者として、もしくは、起業していただけないか協議、相談をしながら進めているところであります。町としまして小規模ながらも確かな腕を持つ木を切る達人を育成していきたいと考えておりますが、そのほかにも地方創生伴走支援で来ていただける国の職員の方とも取り得る施策がないか議論を進めてまいります。

また、町森林利活用ビジョンにおいて一丁目一番地に「宝の山」を「みらい」につなげる取組を掲げており、その方針として所有者が自身の所有する山から様々な恵みを得られる実感を持てるようにしようと掲げております。具体的な施策としては、森林境界明確化により自身の持つ山がどこにあるのか分かるようにして所有者としての実感を持っていただき、伐採する際の境界案を定められるようにするとともに、伐採についての補助金は森林経営計画策定が現在要件となっておりますので、民間の方で森林経営計画の策定意向のある方々への相談支援のための地域林政アドバイザー業務委託を実施してまいります。これらの施策を通して森林整備を進めるとともに、所有者の収益確保に結びつけたいと考えております。

公社造林につきましては、基本的に公益社団法人緑の森づくり公社が所有する森林であり、公社の整備方針と森林経営計画に従い間伐等が行われているものと承知しております。その多くは町が所有する森林ではなく、公社の森林経営計画は県が所管しております。戦後の拡大造林期に植えられた公社造林による杉林の伐期が来ていることもあり、しかるべき時期に皆伐再造林が行われるよう機会を捉えて要望していきたいと考えております。

次に、農業につきましては、日本の基幹的農業従事者の年齢構成は、60歳から69歳が20.9%、70歳以上が58.7%と全体の約8割を占めている状況の中で、町の認定農業者の平均

年齢は60歳を超えており、60歳以上の割合は70%以上になります。言い換えるならば、10年以内に農業者の数が6割減少し、20年後には現在の農業者の2割程度の人数で地域営農を担っていくことになります。

町においては、今後数年の間に高齢による離農が増加すると推測されます。しかし、50歳以下の水稻事業者は5名ほどしかおらず、若手においても現在、多くの面積を抱えております。さらなる増反は難しい状況にありますが、スケールメリット等を生かした水稻事業の法人化を推進し、新たな人材の確保につなげ農地集積を図り、働く場所を創出できればと考えております。さらに、地域おこし協力隊などの受入先としての機能や人材育成、移住定住につなげていきたいと考えております。

また、少人数で効率性の高い地域農業を展開するためのスマート農業化や国や県の補助事業の活用を推進してまいります。今年度は1法人において国の事業が採択され、ロボットコンバインの導入を行います。

今後は、農業法人の事業承継や地域の農業資産を有効に活用し、持続可能な経営体により地域営農が営まれるよう目指してまいります。

これからの農業については、容易に答えが見つかる問題ではありませんが、国の動向や先進事例などを注視しながら、これまでも行ってきましたみらい農業会議等の農業者の方々との意見交換、協議を重ね、今後の地域営農について方針を固めてまいります。

今後は、景観整備につきまして、林業では町森林利活用ビジョンにも明記をしておりますが、よりよい景色を楽しんでいただけるよう森林環境譲与税を活用した景観整備事業を進め、農業では中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払交付金を活用いただき、荒廃しないよう地区や関係団体等と協議しながら努めてまいります。

以上であります。

○議長

これより再質問を許します。

2番、渡邊俊典君。

○2番

まず、町長の答えの中でちょっと分からない点を聞きたいと思います。

まず、林業に関してやりますけども、「伐採について補助金は」と。これはどんな補助金なのか、ちょっと教えていただきたいんです。

○議長

じゃあ、地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

伐採についての補助金ということで、こちらは森林経営の計画策定、こちらが現在の要件となっておりまして、この要件を満たす場合については間伐及び皆伐、どちらでもオーケーというふうに認識のほうはしております。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

間伐について森林計画策定って言うんですけども、前には、例えば個人のある程度の面積でしょうけども、間伐に対して補助金あったんですけど、今なくなったんですか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

今現在につきましては、ないものというふうに認識のほうはしております。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

ないもの、これはちょっとまた調べなきゃ分かんないと思うんですけども、ないというお答えなんでそれで進めていきます。

その森林計画策定に対して民間の方で森林経営計画策定意向のある方々への相談支援のために地域林政アドバイザー業務委託を実施してまいりますと書いてあります。そんなに難しい内容なんでしょうかね。絶えず、私たち、思うに、何かって言うとアドバイザー、コンサルタント、それが出てきてそれに対する費用が相当膨らんでますね。例えば、林業、町でできないんですか。それほど難しいことじゃないんじゃないかと私は、中見ないとはと、思うんですけども。例えば、それさえも全てに対していろんな課でアドバイザー、コンサルタントと言うのであれば、先ほど町の職員の改革と同じように、変に異動し過ぎてそういう分か

らないところにしちゃってんじゃないのかと。で、またここでアドバイザーを頼むって安易に言いますけども、子供の補助金、先ほど松村議員さん、言ったように、350万、削っておいて、何かあったらアドバイザー委託しますと。この発想、町長、こんでいいんですか。幾らかかると思うんですか、例えばこれやったとしたら。そういうことじゃなくて、やっぱり町の中である程度育てなきゃいけないと思うんですけど、町長、どうなんでしょう。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

先ほどの教育関係のお金だと思いますけれども、それは、個別的に本当に優先順位を決めながらいろんな方向性から考えて総合的に判断したということですから、これはどうだ、あれはどうだ、個別に回答するものではないと思います。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

私が聞いてんのは、そんなこと、聞いてんじゃないですよ。先ほどのそれをぶり返してんじゃないです。子供のそれを切ったり何だり、結局、財政だと言って。ところが、こういう問題で我々が質問すると、そういう場合があったら相談支援のために地域林政アドバイザー業務委託。すぐぽんとかいう答えが出ると。お金をかけるっていう姿勢はどうなんですかって私、聞いてるんです。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

先ほど答弁させていただきましたが、森林経営の計画策定、こちらが必須というようなことになっておりますので、この計画策定については、なかなか素人の中で計画のほうを策定していくのは厳しいかと思えます。そういった中で、今回、森林利活用ビジョンの中にもうたわせていただいておりますが、地方交付税のほう、こちら活用するような経営計画作成事業、推進事業ということで上げさせていただいておりますので、ここのアドバイザーの業務委託というところは必要なものというふうに認識のほうはしております。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

内容を見ないで分かりませんが、森林アドバイザーとお金を使わずに事務処理できるように勉強していただきたいと思います。これはちょっと内容、見ないんでどれほど、森林アドバイザーっていうのはどこをやんのか分からないので、これはここに対してこれで終わっておきます。

まず、林業なんですけれども、今このままで行ったら、町長、今までどおりですよ、この発言は、答えは。私、結局、毎年くらいって言っていいでしょうね。町でまとまった部分の間伐だと思うんですけれども、何千万も委託してますよね。ほぼある業者になっちゃいますけれども。結局ね、林業、やるにしても、生活、成り立たなければいけないわけですよ。やってるときにやっぱりそれだけの仕事量がなければ、来る方もいないわけですよ。

北海道のある地域なんかでは、やっぱり町が町として森林組合っていうのをつくって山を、炭鉱が駄目なんで、今度、山を活用とすると。現在どうなってるか分かりませんが、それで結構、取りあえず町が主体となって山を生かして町を活性化しようということでやったことあるんですよ。

ですから、私は、こういう地域においては山を生かさなきゃいけない。町長も見て分かって、今回の冬、雪で大分倒れてる。どことは言いませんけれども、道路、通ってみると、今にも道路に倒れてもおかしくないくらいになってるとこもある。これは民間の木ですから勝手には言えないですけども。そういうところもあって、やはり町としてそういう人たちを育てる、そういうこと、やらせることによって、そういう部分に対してまた手を出してもらおうと。やはり企業として起こしてもらおうのであれば、またそれを木材組合、何人か、四、五人でも何でも育てようとするならば、先の仕事がなければ誰も来ないですよ、町長。その辺をやれるか、やれないか。やるような意思があるのか、ないのか。

○議長

育てる意識があるかっていうことですか。（「はい」の声あり）

答弁を求めます。

町長。

○町長

柳津町の森林面積、約85%以上あると言われておりますが、この森林が、いわゆる森林利

活用ビジョンにもありますけれども、宝の山とするのか、あるいは、単なる廃棄物の山とするのかで全く柳津町のこれからは大きく変わってくると思いますので、何とかこれは生かしていかなきゃいけないというふうに思っております。

議員がおっしゃるとおり、じゃあ、どうしたら後継者が育っていくのかということ、やはり林業自体がある程度もうかる産業になっていかないと、これは後を継ぐとか新規で始めようなんて人はできっこないわけでありまして。ただ、これがもうかる産業にするために大変これは難しい、みんなどうしたらいいか分からないというのが本当のところだと思います。ただ、やはり日本全国、探すと、林業でかなり頑張ってる地域、先進地域もあるということですから、去年あたり、町でも先進地1か所、見ておりますので、そういったところの取組が柳津でもできるかどうかということも考えながら、林業はやはり何としても町としては活性化をしていきたいと。何とか業として成り立っていくようなものにしていきたいという思いは持っております。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

町長もあちこち見てるんだから分かると思います。ほとんどのところで取りあえずは何年間か行政が力を入れてると思うんです。そういうことも聞いてると思います。それだけなかなか成り立つのは難しい。ただ、こういう山において、今、柳津町も森林再生ですか、それやってるもんですから、当然ある程度そういう間伐なり、それから木を切るなりの仕事が今後、出ると思うんです。それを町の林業に携わる人、育て方に使うべきじゃないかと私は思うんですけれども。お金、出して、町のお金を、今んところは他町村のところに流してるだけで、地元にもならない。やはりそれだったら、それを利用して町でこれから1人でも2人でも余計に育てて、まずは切るようになってもらおうと。それで、要は切ってくればだんだんそれで売り先なり、それから雑木はどうするかかっていうのは、その後の問題、何年か後ですね。でも、四、五年なり10年なりは町がある程度、先頭切つてかないと、もう柳津の山は荒れ放題になる。それから、木を切る人もいなくなる。こういう状況は避けたいと思うんですけれども。町長、その考えを持っていただきたいなと思うんですけれども。

なおかつ、今、山をやるにしても、道路がないのが一番ですね。例えば、駅ね、町長、一生懸命、駅、直しましたけども、その向かい側が荒れて大変だという、山が荒れてますよね、田畑も。何が悪いかったら、行く道路がないわけですよ。要はあそこに行くには、細越に上

がるところの踏切から一本ずっと下のほう、山の裾を通ってくれば、あの山も整備できるし、あの辺の元の田畑、あれも整備できると思うんですよ。それに対しては大した、作業道でいいわけですから。そういうものを入れたり、柳津町、あちこちそういうことで山を活性化すること、できると思うんですよ。取りあえずは、鳴り物入りで造った駅、駅から見たら向かい側、荒れ放題じゃなくて、それやるには道路なんか一本造って見たらどうですか。町長、どう考えますか。

○議長

じゃあ、答弁を求めます。

町長。

○町長

駅舎の向かいについては、前から要望が上がっておりまして、あそこは道路が入れるかどうかってことは調査をしたはずですよ。ただ、今、手元に資料がないものですよ。お答えはできませんけれども、図面と所有者等の調査はしているはずですよ。

あともう一つ、恐らく議員がおっしゃってるのは森林再生事業、補助事業かと思うんですけども、これについては担当課のほうから答えさせます。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

まず、駅舎の前、裏の部分とか、そういった部分についても、今回のビジョンの中で景観整備事業ということで森林環境譲与税を活用したそういった1つのアクションプランというものを起こしておりますので、こういったところについては、各地区であったりとか団体の皆様から要望等を取りながら、その中で優先順位をつけてやっていきたいというふうには考えております。

またあと、ふくしま森林再生事業につきましても、間伐と作業路の開設等ということで、今年度につきましても2地区のほうで実施を予定しております。こちら環境譲与税、国のほうの財源を充てましてやっているもので、当然、面積等もかなりの広範囲になっております。また、所有者の方であったり、そういったところとの協議、そういったものも必要になってきます。なので、今現在ですと、やはり柳津町には大きな林業に携わる事業所がないということで、どうしても議員おただしのような形にこの事業はなっているのかなっていう

ふうには認識のほうはしております。そういった意味でも、今回、利活用ビジョンを委員の皆さんと作成するに当たって、やはり後継者をきちんと育て上げ、その中には地域おこし協力隊の活用であったりとか、そういったものをしながら、きちんと林業の後継者、そういったものを育てていこうというような計画になっておりますので、そのような形でビジョンのほうについても進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

林業を育てること、分かります。ただ、向かい側、山、整備する。あの向かい側、我々、上がんですけども、岩山なんであっちこっち倒木してんですね、大きな雑木が。やっぱりその辺も含めて整備すれば、せっかく造った駅から眺めてコーヒー飲んでもきれいな山で。それから、向かいの、あれ、昔、田んぼだったんです。それが荒らしたままで。渡るにも、機械、入れるにも通れないもんですから、やっぱりその辺。そういうところ考えながら、まず、一つ一つやっていただきたいと思うんですよ。

その中において、まず、森林に対して魅力なくなったり、さっきなこ出てきました公社造林。公社だって言いますけれども、これ、町も進めてきたわけなんですけれども。要は五、六十年たっても、切る、切って全然利益にもならない。むしろ、元は6:4だったですよ、公社6割の地元4割。それ、昔、私たち議員のときには止めたんですね、9:1にしてくろっていうやつを。それが今、9:1になっちゃった。いわゆる1割しか戻らないと、持ち主に。それでなおかつ、結局、利益にも何にもなんねえと。で、50年たってそのときのある程度の方、お亡くなりになられた方もいるでしょうけども、それでもって木なの何ともならねえやと。そういう意識も植えちゃってるんじゃないかと思うんですよ。1:9になった。切らない。逆に今度、ある地区なんかでは、固定資産税、ずっと払ってきたら、何にも、ただ取られた以上だと。そういう事情が結局ね、住民感情もある。山持ってる人、感情もある。やはりその辺に対して、ある地区ではそれを全部地元に戻せっていうことで間もなくなると思うんです。年間、土地の固定資産税だけで28万くらい払わなきゃいけない地域らしいんですけども。そういうふうに進めてます。

やっぱり町長ね、町、関係なしじゃなくて、町の山ですよ、個人が持ってるにしても。その持ってる人たちが利益が出ないっていうことに対して、やっぱり公社のほうにもう少し強

く。切らないのなら戻せと、もう、住民に。住民が自由に切れるわけですよ。切っても何してもいいわけですよ。やっぱりそういう交渉してもらいたいと思うんですけど、町長、どうでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

公社造林については、本当に据置期間の延長、延長で来て、挙げ句の果てに持ち歩を変えてくれというような話になってきてる。いつ切るのか、いまだに分からないし、変更した期間でまた再延長もあり得んじゃないかというような状況にあります。

ただ、私も、私もというか、公社は関係ありますけれども、県が大きく関わっているということもありますので、町としても早く伐採をするなり、何なりした形をきちっと、戻すなら戻すでもいいと思うんですけども、そういった形を取るようになっていかなきゃいけないと思ってます。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

今言った戻す、例えば、その持ち主だっけ今後ちゃんと継続してるのか、どこ行ったか分かんなくなってるのかもありますんで、その辺も含めながら、やはり山を生かすと、多少なりともですね。そういうことのためには、はっきり言って戻してもらいたいですよ。もうそのまま放棄してもらおうと。地元で持ち主が自由にすることの交渉を強くやってもらいたいくらいなんです。

はっきり言ってね、イノシシなんか出ますけれども、里山が荒れてるんじゃ、里山そのまま、イノシシは光が中に入るようなところにいづらいます。ですから、雑木林から何から荒れ放題ですと、そこにイノシシが隠れて出てくる。それから、雑木は30年、40年で1回切れば、また育つ。その間に山菜は育つ。出る。結局、柳津町で山菜も取れる、キノコも取れる。山はそうやって自然と若返って、またって自然の循環が必要だと思うんですよ。昔はまきたい、炭焼きましたから、結構きれいになってたんですけども。荒れ放題ですからイノシシも出放題。見栄えも悪くなる。しまいには災害を起こすというようなことになりかねないんで。

山に関しては、要は公社に関して町長、もう少し強く町としての方向を言ってもらいたい。県に対してもですね。せっかく県から副町長さん、おいでになってんですから。県もこのままにしておくことは、地域住民たちがもう山に対する考えも何もなくなりますんで。そこら辺をしっかりとってもらいたいと思います。

農業に移ります。

農業人口が、ここで町長が言うように、20年後には2割程度になってしまうと。今60歳以上って、60歳っていうと若い、結構、70に近い方が多いのか。それで今後、稲作なんかにおいて国では大規模化しろ、今、町でもここである程度まとめろと言いますが、それできるの柳津町でどのくらいの面積あると思いますか。まとまってやるような面積あつとこは何か所かですよ。あとは小さな田んぼが多いわけですよ。その辺をどうしようとするのか。町長、その辺。まとめるだけなのか、それ以外は構わないと思ってるのか。お願いします、答えを。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ご質問にお答えいたします。

おただしのとおり、柳津町はこういった中山間地域でもございます。やはりまとめることが可能な田んぼと、やはり山間部に行きますと、なかなか小さい田んぼがいっぱいありまして、なかなかそれを、急傾斜でもありますので、まとめていくっていうところは難しいのかなっていうふうにも認識しております。そういった中でまとめられる部分についてはまとめていき、まとめられない部分についても、そういったところについては集落営農、地域で協力をしながらやっていく。そうした中で国の補助金等、中山間直接支払交付金であったり、農地・水の補助金、そういったものを活用しながら、なるべく荒廃農地が出ていかないように、継続営農できるようにしていくことが必要ではないのかなというふうには認識しております。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

まず、1つずつ行きますけども、例えば、まとめないで、まとめるところが大変な場所だと。

柳津町、いっぱいある。でも、今回、町としても結構うまい具合にやってっところありますね。西山の今回、ふるさと納税に対する返礼品。米、やってますね。今年コシヒカリで、そこで特別な栽培といいますかね、棚田みたいなところで。農薬が50%削減してんだとか、景色のきれいな水で育ててんだとか、やってる。これは非常にいいことだと思うんですよ。ただ、悪かったのは、返すもので去年ですか、福、笑いだ。こういうのをやってみたり。それから、ゆうだい21号。これは宇都宮大に返せ。部分、結局、農業政策、よく見えないんですよ。こんなものでときどき変えんじゃなくて、今言ったように、コシヒカリならコシヒカリ。例えば、ゆうだい21ならゆうだい21を広めましょうと、そういう山間部では。

というのは何かあったら、テレビでもやってますよね。米販売まで、農家から買い取ったもの、農協さんが買った中に御問屋が入ると。で、今の値段になってると。そうしますと、そういうところ、つくってお金、時間が、手間暇かかっても、例えば、町が売値で買えば、今、農家の売った人の倍から2.5倍で売ってるわけですよ、小売は。そういうことも考えながら。結局ね、棚田か何か、そういうところ荒らせば、やっぱり人工的に造ったものがあつたら、災害、起こりやすいんですよ。1回、そういうところ、山なんかを削ったり盛ったりして田んぼ造ったところは。ですから、そういうところ守る。守るには、国が言ってる大規模化して安くしよう。そういうことじゃなくて、こういう山間部は山間部でじかに、例えばふるさと納税の返礼品として出せるようにする。そうすれば、農家から倍の値段で買ったって間に合うわけですよ、市販の価格にすれば。そういうこと、考えられませんか。町長、どうでしょうか。

○議長

これは、ふるさと納税っていうことも含めてですか。

○2番

含めてです、単独販売。自分で販売するという。

○議長

では、みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、渡邊議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税用のお米ということで、農家さん、直接買取りというふうになっておりますが、今現在ですと、昨年度、ふるさと納税の額も米の販売、売行きよくて上がっておりますが、実質的には倉庫がございません。今、農家さんが保管しているものを都度出すという部分になっておりますので、今、大変課題としまして当課でも今、話し合ってるんですけども、

倉庫の確保、特に夏場の倉庫を確保しないと品質が悪いと、町が買い上げる場合っていうことで。その確保ができれば、町が買上げできるというようなことですので、その体制整備っていうことで今、当課のほうで話合い、進めております。

以上でございます。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

ですから、そこが町が取りあえず乗り出すところでしょう。そういうことで町の、結局、山間部でそこで農業、結局、町の財産である田畑を荒らさないためにそこで収益、上げてもらう。そのために、例えば町が低温倉庫、建てたっていいじゃないですか。その代わり、そういう地域で町でじかに買い取って、いわゆる、名前挙げていいか分からない。農家さんが売るときに倍近くで売れんだよと。その代わりこういうもので作ってくださいよと。それはふるさと納税の返礼品にするとか、町で独自の米で売るとか、そういうことにして収入を上げるようなことを考える。例えば、米ばかりじゃないですよ。柳津町でトマトもキュウリもやっています。ところが、トマトでも何でも規格外が、もうどんだんなげるしかない。やっぱりそういうものを活用してやると。ジュースにしてっとこなんかありますよね。いろんなやるとか。やっぱりここが町が乗り出すところでしょう。で、希望を持って農業をやれると。収入が増えると。例えば、加工物、作ればそこで無駄にすることないし、冬期間の暇なときに、暇っていいですか、農家やらないときにそういうものに携わられるし。

それから、米、保管倉庫がないなんて。結局、町はどう、だから、私、聞いたの、どういうふうな農業政策をしたいのかっていうことを聞いてるんです。町長、私の話、聞きながらも、町長、どういう将来、目指していますか。

○議長

じゃあ、答弁を求めます。

町長。

○町長

米もそうです。その他の農作物もそうですけれども、やはり町としては、より付加価値をつけて高く、そして、安定的に売れるような仕組みを農家に寄り添ってつくってくということが仕事だと思えます。

議員、今ほど言いましたけれども、低温倉庫、あるいは、米をどういうふう売っていく

のか、やっていくのかという話ですけれども、町が直接手を出すということは、あまり得策ではないと私は思っておりまして、今、注目をされてるのが、中間支援組織なるものが今、全国的に先進地で動いてきているという成功事例もありますから、そういったものを何とか柳津に持ってこれないかということで考えております。町が直接、米を買ったり何をやったりということではなくて、そういった形をしてやっていきたいと思えます。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

町が直接っていいですか、町が直接って取れば取れんでしょうけども。やっぱりそれには第三セクターでも何でもいいわけですよ。やっぱりそういうものね。何か町長の話、前の宅地もあっちこっち、例えば、そういうとこ、委託したとか、業者を引っ張ってくるとかじゃなくて、町長、町、もう少し自分で考えましょうよ。で、町の人材を使えば町に金が下りるわけですよ。そういうこと考えましょう。

例えば、農作物もそうなんですけれども、例えばこれ、柳津町で雪下キャベツ。何だと思えます、これ。郡山の給食センター、中学校の。給食センターでのチラシなんです。これを去年、出まして今年、給食センターで雪下キャベツを提供してるはずなんですよ。そういうふうにも、他町村がこれを見つけて柳津町の雪下キャベツがいいんだと。柳津町でも雪下キャベツ、作ってる方、何軒かありますけども。それにはやっぱり、もう少しこういうものを大々的に売るとか。こういう郡山の中学校の給食センターで魅力的にやってんですよ、こうやって。子供たちに回したんですよ。要は、この載ってる方もね、確かに先ほどの米じゃないですけども、やっぱりえぐみとか甘みとか、公的な機関で毎年測ってるみたいですけども、それだけの育て方する。すれば、冬期間の収入も得られる。

そういうことも含めて、町長、もう少しね、柳津町の基幹産業、農業を、やっぱり人口少ないと田畑ね、山林、田畑、荒らして町じゃないと思うんですけども、町長、もうちょっと、他力本願じゃなくて町で考えること、してもらえませんか。

○議長

町長。

○町長

先ほど中間支援組織という話をしましたけれども、これはあくまでも町の間がやるということで、それで売上げ等は全て町で還元をして回していくんだという仕組みの中での話で

すから、誤解のないようにお願いしたいと思います。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

町の中で回す。ただ、それね、やっぱり時間がかかるもので、町長、なるべく早くやっていただきたいと思います。

そういう中において、今後は思いつき、やめていただきたいと思うんですよ、返礼品で。福、笑い、柳津町では1軒しかやってないところやってみたり。町長、了解してんでしょうけども。それを1年でやめてみたり。それから、ゆうだい21。宇都宮大学で開発したもの。いや、町でそういうものをちょこちょこ変えて、今年、見たら、コシヒカリも予約満杯。あと少しですと。でも、どんどん出せればいいわけです、本当はね。でも、町長、こういうこと、やってれば、ある地区の団体なんですけども、私、悪いと言ってません。いいことだと思います。でも、もっと町中、柳津町の農家の人たちが、ああ、そうだと。我々も、湯川じゃないですけども、ふるさと返礼品としてどんどん米を売ろうと。で、町としては、店舗で、スーパーなんかで売ってる値段で売ればいいわけですから。そうしますと、農家の手取りはぐっと増えるわけですよ。そういうことも考えていくべきだと思います。

町長、今後の農政に対して、やっぱり再度、決意を聞かせていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

農業も林業もそうですが、やっぱり最終的には農家の皆さん、林業家の皆さんが一生懸命やるというのは大前提であります。それにやっぱり町はしっかり寄り添いながら、いかに所得を上げていくのか、安定的に物を出していけるのかというお手伝いをしていくというポジションなのかと、そんなふうに思います。

それで、今ほど米のふるさと納税についてのご指摘、ありましたけれども、それについては、みらい創生課長に説明させますので。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

まず、福、笑いにつきましては、前にも説明いたしました、まずは町として作ってみて、あとGAP取得の方しかあれば作れないものなので、そちらについてはGAP取得を推進していくためにもということで1つの手段としてふるさと納税の返礼品として町が直接。これは1回で終わったというわけではなく、今後、その部分につきまして農家の方が引き継いでいただければそれはそれでいいということ。

あと、ゆうだい21につきましては、これは誰でも作れる米でございまして、今回、別に町が推奨したものではなくて、自分で作ったものをふるさと納税に出したいという農家さんからの部分ですので、そちらのほうはご説明させていただきます。

今後、米につきましても、ふるさと納税につきましても、幅広く募集できるように基準をつくらせていただきたいと思います。基準をつくって、自分がある程度、包装なり発送なりできる人でないとなかなかできませんので、そういった部分でそういった基準を設けて広く募集はしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

これをもって渡邊俊典君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日これより6月6日午前10時までを議案調査のため休会としたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本日これより6月6日午前10時まで休会とすることに決定しました。

◇

◇

◇

◎散会の議決

○議長

お諮りいたします。

本日はこれをもって散会したいと思います、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。（午後4時11分）

